

諫早中央浄化センター外 8 箇所
維持管理業務委託仕様書
(案)

諫早市上下水道局

目次

第1章	総則	・ ・ ・ ・ ・ 2
第2章	実施準備	・ ・ ・ ・ ・ 9
第3章	実施体制	・ ・ ・ ・ ・ 11
第4章	実施要領	・ ・ ・ ・ ・ 13
第5章	業務の履行	・ ・ ・ ・ ・ 24
第6章	契約図書の変更	・ ・ ・ ・ ・ 29
第7章	その他	・ ・ ・ ・ ・ 31
第8章	諸業務等	・ ・ ・ ・ ・ 32
	(1) 諫早中央浄化センター外植栽剪定業務	
	(2) 諫早中央浄化センター外消防設備等点検業務	
	(3) 諫早中央浄化センター外自家用電気工作物保安全管理業務	
	(4) 諫早中央浄化センター外活性炭取替業務	
	(5) 化屋中継ポンプ場沈砂ピット清掃業務	
	(6) 小長井浄化センター汚泥脱水機分解整備	

第1章 総則

1 件 名 諫早中央浄化センター外8箇所維持管理業務委託

2 履行場所

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 諫早中央浄化センター | 諫早市仲沖町356番地 |
| (2) 飯盛浄化センター | 諫早市飯盛町開181番地1 |
| (3) 田結浄化センター | 諫早市飯盛町里145番地10 |
| (4) 高来浄化センター | 諫早市高来町泉301番地 |
| (5) 小長井浄化センター | 諫早市小長井町大峰980番地70 |
| (6) 宇都中継ポンプ場 | 諫早市宇都町320番地10 |
| (7) 鷺崎中継ポンプ場 | 諫早市鷺崎町219番地9 |
| (8) 化屋中継ポンプ場 | 諫早市多良見町化屋250番地7 |
| (9) シーサイトマンホールポンプ場 | 諫早市多良見町シーサイト20番地4 |

3 履行期間 令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日まで

第1条 適用

- 1 本業務は、諫早市上下水道局（以下「甲」という。）が有する終末下水処理場及び中継ポンプ場施設等（2 履行場所記載の施設、以下「本件施設」という。）の性能発注方式に基づく包括的な維持管理を行い、公共用水域の水質保全及び向上を図るものである。
- 2 本業務の受注者（以下「乙」という。）は、契約書、本仕様書、業務要求水準書（以下「契約図書」という。）に定める範囲内において、契約図書に定める性能を担保することを条件とし、自由な発想の下、自らの裁量で本業務を安全かつ効率的に行うものとする。
- 3 乙は、本件施設の機能を十分発揮し、所定の能力が保持できるよう、契約図書に基づいて、適正かつ誠実に業務を履行しなければならない。
- 4 乙は、本業務の実施に関する法令、条例等の趣旨を十分理解し遵守するとともに、新たな法令改正、関連通達等についても常に留意の上、これを遵守しなければならない。

第2条 提出書類

- 1 乙は、契約図書で定められた提出書類及び、甲乙協議により本業務に必要なと思われる書類を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 乙が提出する書類で、契約図書での提出期限が定められている場合には、提出日が分かるよう提出日を提出書類に記載すること。その場合、提出日は監督職員が提出書類を受理する日をもって、提出日とする。

- 3 契約図書に定められた書類で、電子メールでの提出が許可された書類の提出日は、電子メール送信日とする。
- 4 提出書類の内容を変更する必要がある場合には、変更理由及び内容を明示した書類を監督職員に提出し、その承諾を得なければならない。
- 5 提出書類は、契約図書で様式が定められているもの以外については、乙自らの裁量により策定した内容の様式とする。またその場合の様式は、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

第3条 監督職員

- 1 本業務における監督職員の権限は、契約図書の定めによる。
- 2 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、乙に対し口頭による指示等を行うことができるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と乙双方が指示内容等を確認するものとする。

第4条 施設の使用等

- 1 乙は、自らの責任において本件施設を使用及び管理することができる。
- 2 乙は、本件施設を改造してはならない。ただし、本業務の履行のうで、改造が必要な場合であつて、事前に監督職員を経由して甲に届出をし、甲の承諾を得たときはこの限りでない。この場合において、履行期間終了時の原状回復については、甲及び乙双方が協議して定める。
- 3 本業務の履行期間中、乙の責めに帰すべき事由により汚損等があった場合は、乙の負担で原状回復をしなければならない。この場合において、当該原状回復方法については、事前に甲の承諾を得なければならない。

第5条 本業務の一部再委託

- 1 乙が本業務の一部を再委託する場合は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 乙が本業務の履行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - (2) 乙は、本業務の一部を再委託された者が、諫早市の指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
 - (3) 本業務の一部を再委託された者は、当該業務の履行能力を十分に有していること。
 - (4) 契約図書に定めるものを履行できること。

- 2 乙が本業務の一部を委託する場合、「市内に本店を有する者」、またはそれに準ずるものの中から選定するよう努めるものとする。
- 3 乙が本業務の一部を委託する場合、業務のスケジュールや再委託された者の所属、所在を明示し、前項各号の要件が確認できる事項を取りまとめた計画書を、あらかじめ監督職員を経由して甲に提出し承認を得なければならない。
- 4 本条による業務の再委託が完了した際には、業務履歴及び実施結果が分かる事項を取りまとめた報告書を、速やかに監督職員を経由して甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、本業務の一部を委託した者との契約事項及び契約金額を記したものを保管し、監督職員が要求した場合には、速やかに提出しなければならない。

第6条 工事等への協力

- 1 乙は、本件施設における次に掲げるものが行われる場合、工程等を十分に調整し、その実施が円滑に行われるよう協力するものとする。
 - (1) 甲が行う、本件施設内での催事。
 - (2) 甲が行う、本件施設の新設、増設及び改良工事。
 - (3) 甲が行う、本件施設の改築、修繕、点検及び整備工事。
- 2 前項各号に掲げるものが予定される場合は、事前に甲が乙に通知するものとする。
- 3 第1項各号に掲げるものが実施される場合、これに必要な立会、確認及び機器操作等について、乙は業務に支障のない範囲において協力するものとする。
- 4 第1項各号に掲げるものの実施に際して、本件施設内の物品等を使用する場合には、乙は甲との協議により負担の有無を事前に確認しなければならない。
- 5 第1項各号に掲げるものの実施に際して、それにより事故や本件施設の損傷及び人災等の発生が予測される場合、乙は当該実施者に対して業務改善請求を行う義務を持つ。またその場合、速やかに甲へ通知しなければならない。

第7条 調査への協力

- 1 乙は、甲もしくは甲より委託を受けた第三者機関が実施する調査が行われる場合には、その調査が円滑に行われるよう協力しなければならない。

- 2 乙は、国、地方公共団体等から、本件施設の運転等に関するデータなどの提供依頼があったときには、甲と協議の上、これを誠実に処理しなければならない。

第8条 貸与品

- 1 業務履行上必要と認めた完成図書及び特殊な工具・備品等は甲が貸与する。なお、備品の一覧は別表1のとおりとする。
- 2 乙は、貸与された物品について台帳を作成し、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

第9条 発生品等

- 1 本業務の履行により本件施設から生じた発生品等については、契約図書に定めるとおり、適切に処理しなければならない。
- 2 乙が発生品等を運搬する場合は、運搬経路の道路事情、交通事情及び周辺環境を考慮し、周辺に悪影響を与えてはならない。
- 3 本業務の履行により本件施設から生じた発生品等のうち、乙が産業廃棄物进行处理する場合は、産業廃棄物の最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票により、適正に処理されていることを確認するとともに、その写しを監督職員に提出し、本件施設内に保管しなければならない。
- 4 本業務の履行により本件施設から生じた発生品等のうち、乙が産業廃棄物进行处理する場合で、産業廃棄物の最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写しの送付を受けない場合は、速やかに状況を把握するとともに、適切な措置を講じなければならない。
- 5 本業務の履行により本件施設から生じた発生品等のうち、甲若しくは甲から業務を委託された者が産業廃棄物进行处理する場合は、乙は当該産業廃棄物の数量の確認、運搬車への積み込み及びマニフェストの記載等を行うものとし、搬出入作業に支障の出ないよう協力しなければならない。

第10条 爆発及び火災の防止

- 1 乙は、火薬類の使用については、以下の規定によらなければならない。
 - (1) 発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、甲の請求があった場合は、従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を、甲に提示しなければならない。

- (2) 火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち甲に使用計画書を提示しなければならない。
- (3) 現地に火薬庫類を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し、保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。
- 2 乙は、火気の使用を行う場合は、以下の規定によらなければならない。
 - (1) 火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を記載した計画書を甲に提示しなければならない。
 - (2) 喫煙場所等を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) ガソリンや塗料等の、可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (4) 伐開・除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

第11条 毒劇物の取扱

- 1 乙が、毒劇物を貯蔵し取り扱う場合には、その取扱に十分注意し安全を期するとともに、関係法令を遵守し適正な管理を行わなければならない。
- 2 乙が、毒劇物を保管する場合は、保管倉庫及び薬品庫の厳重な施錠等、盗難及び紛失を防ぐための必要な措置を講じなければならない。また、保管場所及び陳列場所に「毒物」、「劇物」等の、注意表示を設けるものとする。
- 3 乙が、毒劇物を使用する場合には、飛散、漏れ、流出及び地下浸透等の防止措置を講じなければならない。
- 4 乙は、その毒劇物を使用した後は、速やかに所定の保管場所に返戻しなければならない。
- 5 毒劇物の保管容器は、他の容器と容易に区別できるものとし、毒物は「毒物」の文字、劇物は「劇物」の文字を保管容器に表示しなければならない。
- 6 乙は、毒劇物を貯蔵し使用する場合には、受払簿を作成し適正に管理しなければならない。また、監督職員はその受払簿を随時閲覧できるものとする。
- 7 乙は、毒劇物の盗難または紛失した場合、直ちに所轄の警察署に届け出るとともに、監督職員に報告しなければならない。

- 8 毒劇物の飛散、漏れ、流出、地下浸透等、保健衛生上の危害が生じる恐れがある場合、乙は、直ちに所轄の保健所、警察署または消防署に届け出るとともに、監督職員に報告しなければならない。

第12条 環境対策

- 1 乙は、関連法令並びに契約図書の規定を遵守の上、騒音、振動、臭気、大気汚染及び水質汚濁等については、業務実施計画書の作成及び本業務の履行において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 2 乙は、環境への影響が予知されまたは発生した場合、直ちに監督職員にその旨を報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。
- 3 乙は、第三者からの環境問題に関する苦情があった場合、前項の規定に従い対応しなければならない。
- 4 甲は、乙の本業務の履行に伴う第三者への損害が生じた場合、乙に対して、乙が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするために、乙に資料を求めることができる。

第13条 交通安全管理

- 1 乙は、本業務用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときには、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、第三者に損害を与えないようにしなければならない。
- 2 乙は、本業務の履行にあたり業務用車両を使用する場合には、関係機関との打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送時間、輸送方法、輸送担当業者、交通整理員の配置、標識、安全施設等の措置場所及びその他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。
- 3 乙は、公道において本業務を履行する場合は、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標識に関する命令（総理府・建設省令第3号昭和35年12月17日）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第1課通知昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。
- 4 乙は、本業務の履行にあたり、一般交通の支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。また、一般の交通に供される路面を使用した場合は、使用後において、全て障害物等を撤去しなければならない。

第14条 官公庁等への手続等

- 1 乙は、本業務の履行期間中、関係官公庁及びその他の関係機関と、必要な連絡を保たなければならない。
- 2 乙は、本業務の履行に必要な関係官公庁及びその他関係機関への届出等を、法令、条例または契約図書の定めにより行わなければならない。ただし、これにより難い場合は監督職員の指示を受けなければならない。
- 3 乙は、前項に規定する届出等にあたっては、その内容を記載した文面により事前に監督職員に報告しなければならない。

第15条 住民への対応

- 1 乙は、本件施設の周辺住民との間に紛争を生じないように努めなければならない。
- 2 乙は、本件施設の周辺住民からの苦情等があった場合、誠意をもって対応し、その内容及び結果等については、監督職員に速やかに報告するものとする。

第16条 見学者への対応

- 1 乙は、甲からの依頼によって、本件施設の見学者への対応をしなければならない。
- 2 見学者が巡回する順路や場所については、甲乙協議により決定するものとし、乙は、見学者への案内人員の確保及び動員、説明資料の作成等について、甲に協力しなければならない。
- 3 乙は、見学順路について、予め事故等が発生しないよう安全を十分確保するものとし、危険場所及び立入禁止区域の表示、施錠の管理を行わなければならない。
- 4 乙は、見学案内時に事故等が発生した場合は、甲に協力し迅速な応急措置や関係機関への連絡を行わなければならない。
- 5 乙は、見学者への案内を行った場合は、甲の指示に従い、その記録を作成し、保管しなければならない。

第17条 暴力団等による不当要求の排除対策

- 1 乙は、当該委託にあたって、諫早市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
なお、違反したことが判明した場合は指名除外等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- (1) 不当要求を受けた場合（再委託業者が受けた場合も含む。）は、毅然として拒否し、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、その旨を速やかに甲に通知すること。
- (2) 不当要求による被害または妨害を受けた場合（再委託業者が受けた場合も含む。）は、所轄の警察署に被害届を提出するとともに、その旨を速やかに甲に通知すること。
- (3) 上記(1)、(2)の排除対策を講じたにもかかわらず、上記の要因により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに甲と工程に関する協議を行うこと。

第2章 実施準備

第18条 業務実施計画書

- 1 業務実施計画書に記載する事項及び内容は以下のとおりとし、日本産業規格A4版またはA3版用紙で作成するものとする。また、電子データファイルを添付するものとする。
 - (1) 業務実施方針
公共施設である下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための本業務における管理思想、本業務履行の基本方針及びその概要等について、本業務に対する姿勢及び実現性が把握できるよう記載すること。
 - (2) 本業務概要
本業務の概要を列記すること。
 - (3) 組織体制及び人員配置計画
本業務を履行する上で必要な組織及び体制について、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう具体的に記載すること。また、配置技術者及び有資格者の配置状況を記載するとともに、保有する資格が確認できる資料（資格者証の写しあるいは経歴書等）を添付すること。
 - (4) 運転操作監視実施計画
業務要求水準を遵守し、かつ、安全で安定的に処理を行うための自主管理方針、運転指標、各種設備の運転方法、運転の要点及び運転状況の監視・記録に関わる計画について具体的に記載すること。省エネ、省コストにつながる運転管理方法についても記載すること。
 - (5) 保守点検・維持管理実施計画
本件施設の安定的な維持運営及び施設機能維持のための保守点検・修繕について、内容、頻度、要領等その他必要な事項について具体的に記載すること。

(6) 環境計測実施計画

業務要求水準書を踏まえた測定試験について、内容、頻度、手順等その他必要な事項について具体的に記載すること。

(7) 物品調達管理業務実施計画

本件施設の運営を行うために必要な物品、部品の調達方法、効率的な管理方法、物品等の品質確保策及び各年度の年間使用計画、在庫管理手順等を記載すること。

(8) 環境対策

本件施設の管理方法について、周辺環境及び作業環境等への配慮という観点から留意点を整理し、具体的な対処方法等について記載すること。

(9) 労働安全衛生管理体制

事故、災害等を未然に防止し、安全に本業務を履行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生、教育に関する計画及び組織体制について、方針、方法、対策及び計画等を具体的に記載すること。

(10) 危機管理計画

緊急時等における対応の考え方、体制及び対応手順について記載すること。また、停電、風水害、地震、火災、異常流入、事故等の緊急時に、早急に現場に到着し、体制を確保する具体的な対応方法を記載すること。

(11) 発生品等の処分

発生品等の適正な運搬、処分及び管理方法について記載すること。

(12) その他必要な事項

本仕様書に該当する事項及びその他本業務に必要となる事項について記載すること。

第 19 条 契約時の施設機能確認

- 1 乙は、本件施設に係る施設機能の現況を確認し、施設機能確認書に取りまとめ、監督職員を経由して甲に提出し、その承認を得なければならない。

第 20 条 業務の着手

- 1 乙は、本業務着手日までに、業務着手届を監督職員を経由して甲に提出しなければならない。

第3章 実施体制

第21条 組織体制

- 1 乙は、良識な判断の下、本業務が円滑に実施できる体制を整えなければならない。
- 2 乙は、正・副の総括責任者及び本業務従事者の氏名及び職務分担を明記した本業務の実施体制図を、契約締結後7日以内に監督職員を経由して甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、乙の配置する業務従事者で、業務の履行に際し著しく不相当と認められる者がいるときは、文書により乙にその理由を明示し適切な措置を求めることができる。
- 4 乙は、前項の措置を求められたときは、速やかにその対応を文書により甲に報告しなければならない。

第22条 有資格者等の選任

- 1 乙は、本業務に必要とされる法定資格者及び取扱主任者(以下「有資格者」という。)を、本業務の従事者のうちから選任しなければならない。
- 2 有資格者の兼任は、事前に監督職員を経由して甲に法定資格者選任届を提出し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、選任した有資格者を監督職員と協議の上、関係法令に基づき法定資格者として甲へ届け出なければならない。
- 4 乙は、選任した有資格者が病気、死亡、退職等、止むを得ない理由により本業務に従事しなくなった場合、速やかに代替の有資格者を選任するとともに、監督職員を経由して甲に変更届を提出し、その承諾を得なければならない。

第23条 災害時及び緊急時の体制

- 1 乙は、災害時及び緊急時における連絡体制及び出動体制を定め、その体制表を本業務の着手前7日以内に監督職員を経由して甲に提出しなければならない。
- 2 前項における体制表には、本業務の従事者の非常時連絡先及び関係機関の連絡先を併せて記載しなければならない。
- 3 前2項における体制表の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の体制表を監督職員を経由して甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、災害時及び緊急時の初期対応として、1時間以内に応急復旧を開始できる体制を確保しなければならない。

- 5 乙は、本件該当地区に大雨警報、洪水警報等が発表された場合には、必要に応じて職員を本件施設に待機させ、総括責任者及び副総括責任者と速やかに連絡できる体制を整え、不測の事態に備えなければならない。
- 6 乙は、甲が定める「長崎県諫早市下水道事業 業務継続計画（BCP）」において与えられる役割について、誠実に実行しなければならない。
- 7 想定されない緊急事態が発生した場合、その他特別の事情により甲または乙が必要と認めた場合、施設の運転・維持管理を一時的に甲の指示の下に置くこと、または甲及び乙が協力して施設の運転・維持管理にあたることのできることをとする。

第24条 労務管理

- 1 乙は、労働基準法、労働安全衛生法及びこれらに関連する諸法令等を遵守して、本業務の従事者を就業させなければならない。
- 2 乙は、本業務従事者の雇用条件、賃金の支払状況等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 3 乙は、本業務従事者に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、交通安全、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、本業務が適正に履行できるよう管理及び監督しなければならない。

第25条 保険の加入等

- 1 乙は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、本業務従事者の雇用形態に応じ、本業務従事者を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 乙は、本業務に係る本業務従事者の負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対しては、責任をもって適切な補償をしなければならない。
- 3 乙は、労災保険に係る項目を本件施設内の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 4 乙は、自らの費用で本業務に係る受託者損害賠償責任保険等の保険に加入しなければならない。

第26条 総括責任者の職務

- 1 総括責任者は、本業務に係る現場の最高責任者として専任し、本業務従事者の指揮、監督を行わなければならない。
- 2 総括責任者は、契約図書に定められた本業務の目的及び内容等を十分理解し、効果的、かつ経済的に本業務の履行を図らなければならない。

- 3 総括責任者は、本業務従事者を教育し、常に技術の向上を図るとともに、事故防止に努めなければならない。

第27条 副総括責任者の職務

- 1 副総括責任者は、本業務における通常業務において専任し、総括責任者を補佐し、本業務が円滑かつ効果的に履行されるよう努めなければならない。
- 2 副総括責任者は、総括責任者が都合によりその職務を遂行できないときは、これを代行しなければならない。

第28条 業務従事者の教育等

- 1 乙は、本業務従事者に対して必要な知識及び技能に関する教育を実施し、本業務従事者の技能の向上を図らなければならない。
- 2 乙は、本業務従事者に対して事故その他災害時及び緊急時の対応について、指導及び訓練を行わなければならない。
- 3 乙は、本業務従事者に対して行った教育等の実施に係る資料を保管し、監督職員の求めに応じて速やかに提示できるよう整理しておかなければならない。

第29条 業務従事者の服装、態度

- 1 乙は、本業務従事者に対して清潔で作業に安全な衣服を着用させるとともに、乙の職員であることを明示する名札等を着用させなければならない。
- 2 本業務従事者は、本件施設が公共施設であることを十分理解し、周辺住民との調和を図り、公共施設としての信用を失墜させることのないよう心掛けるとともに、常に規律を守り、部外者より指摘を受けるような態度、行動をしてはならない。
- 3 総括責任者、副総括責任者及び選任された有資格者は、その旨を明示した名札等を着用しなければならない。

第4章 実施要領

第30条 実施要領

- 1 以下の条項に定める実施要領は、契約図書に定める本業務内容に該当する事項に対して準拠するものとする。

第31条 管理・運營業務

- 1 乙は、契約図書の規定に適合する本件施設の業務実施方針及び本業務の組織体制及び人員配置計画を策定しなければならない。
- 2 乙は、業務実施方針や各実施計画に沿って、目的とする各業務が確実に履行されるための実施体制の確立を図り、本業務従事者の監視及び指導を行わなければならない。
- 3 乙は、本業務従事者の安全を確保し、快適な労働環境の形成を促進するため、労働安全管理体制を確立し、労働災害の防止計画を策定しなければならない。
- 4 乙は、本業務における非常時の配備、初動体制の確立、応急手順、災害・事故の防止に係る計画を策定しなければならない。
- 5 乙は、本業務の履行に係る事故や災害を予め想定し、その発生する確率及び発生した場合に想定される損害の状況により、その影響度を分析評価し、これを本業務の実施手順の策定に反映させ、また、本件施設に必要な改善措置を甲と協議のうえ講じなければならない。
- 6 乙は、業務要求水準書に定める放流水質及び発生汚泥性状に係る遵守基準・目標基準を達成するために、本件施設の運転状況を定期的に確認できるよう運転操作監視実施計画を策定しなければならない。
- 7 乙は、業務要求水準書に定める放流水質及び発生汚泥性状に係る遵守基準・目標基準を達成するために、業務要求水準書に定める環境計測実施計画を策定しなければならない。また、必要に応じて、環境計測に係る自主検査計画を策定しなければならない。
- 8 乙は、本業務における監視、点検及び分析から得られる各種情報を的確に判断し、本件施設が所定の性能を発揮できるよう、これを運転操作監視業務及び保守点検業務に係る手順等に反映させなければならない。
- 9 乙は、本件施設の性能及び機能を定常的に確保し、過度の劣化が生じないように、本件施設及び付属する機器類の定期的な保守点検・維持管理実施計画を策定しなければならない。
- 10 乙は、本件施設の故障、修繕、保守点検等の記録の分析により異常箇所を早期に発見し、本件施設の長寿命化を図らなければならない。
- 11 乙は、本件施設の機能低下を招かないよう、計画的な施設管理を図らなければならない。
- 12 乙は、本件施設の重要度、緊急度及び費用対効果を考慮した、管理業務の目標設定やスケジュールを策定しなければならない。
- 13 乙は、本件施設の運転状況または劣化状況の推移に応じて、業務実施計画の見直しを継続的に行わなければならない。

- 1 4 乙は、下水汚泥の搬出に係る産業廃棄物の電子マニフェストを、甲の代行として管理しなければならない。
- 1 5 乙は、下水汚泥の減量化に努めなければならない。甲乙協議で決定した減量化の方法については、第58条第1項第8号に準ずることとする。

第32条 環境計測業務

- 1 乙は、業務要求水準書に定める放流水質及び発生汚泥性状の目標基準、その他各種の維持管理に係る要件を達成するために、業務要求水準書に定められた環境計測を実施しなければならない。
- 2 乙は、業務要求水準書に定められるもの以上においても、必要に応じ、環境計測とその分析を行い、これを運転操作等に反映させなければならない。
- 3 乙は、環境計測による分析試験結果を継続的に記録し、必要な帳票類を作成しなければならない。
- 4 乙は、放流水質及び発生汚泥性状に係る各種法令等を熟知し、その定めに従わなければならない。
- 5 乙は、各種分析試験において発生する廃液を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適正に処理し、その処分方法、処分先等を明示した報告書を、甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、常に本件施設内の水質試験室及びその配置器具等の清掃に心がけ、整理整頓に努めなければならない。
- 7 乙は、分析試験に使用する毒劇物について、その取扱に十分注意し、安全を期するとともに、薬品類の在庫管理や施錠管理を行い、盗難または紛失を防止しなければならない。
- 8 乙は、甲から貸与された試薬、器具、消耗品類等を消費、消耗、毀損した場合は乙により適宜補充し、履行期間終了時には、甲から貸与されたものと同質かつ同等以上で同量のものを返還することとする。
- 9 乙は、環境測定のための試料採取については代表的な試料を採取するよう努め、その分析試験結果に誤差が生じないように、必要な措置を講じなければならない。ただし、業務要求水準書に採水方法等が明示されている場合は、その定めによるものとする。

- 1 0 乙は、業務要求水準書に定めのある分析試験については、「下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37 年厚生省、建設省令第1号）」及び「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49 年環境庁告示第64 号）」、日本産業規格、その他関係する規程並びに社団法人日本下水道協会編「下水試験方法」に定める検定方法により行わなければならない。ただし、凝集剤併用型循環式消化脱窒法＋急速ろ過及びオキシデーションディッチ法による運転管理において各槽の反応状態を確認するために実施する環境測定については、上記検定方法によらず、簡易的な環境測定により行うことができるものとする。
- 1 1 乙は、業務要求水準書に定めのない分析試験については、乙が採用する方法により行うことができるものとする。ただし、その測定精度については、乙の裁量により確保しなければならない。
- 1 2 乙は、分析試験方法について、分析手順等を記載した書類を作成するとともに、取り扱う薬品の安全データシートを作成し、保管しなければならない。
- 1 3 乙は、環境計測に用いる機器類について、その測定精度が確保できるよう、定期的に点検整備及び消耗品の交換等を行わなければならない。

第33条 運転操作業務

- 1 乙は、業務要求水準書に定める放流水質、発生汚泥性状（第45条第10項～第13項参照）の目標基準を達成するために必要とされる本件施設の運転を行わなければならない。
- 2 乙は、本件施設の機能を確保し、過度の劣化が生じないように、本件施設また、付属する機器類を適切に運転または使用しなければならない。
- 3 乙は、本件施設の故障時または事故時に際して、適切な処置を実施しなければならない。

第34条 監視業務

- 1 乙は、本件施設の運転状況を定期的に確認し、その性能及び機能が定常的に維持できるよう異常の有無を確認するとともに、故障発生や機能低下を未然に防止しなければならない。
- 2 乙は、本件施設に係る監視・点検結果を継続的に記録し、必要な帳票類を作成しなければならない。
- 3 乙は、本件施設の異常を発見した場合は速やかに適切な措置を講じるとともに、監督職員及び関係機関に報告しなければならない。

第35条 物品調達管理業務

- 1 乙は、本業務における物品調達または光熱水費に係る調達(使用)量、調達(契約)先及び金額(使用料)等について記録し、甲からそれらに関する資料の提出を求められた場合は、速やかに甲へ報告しなければならない。
- 2 乙は、本業務における各種物品の在庫量を常に把握するとともに、本件施設の運転に支障が生じないように、その適切な調達、在庫管理を行わなければならない。
- 3 乙は、各種物品調達について、地場産業の活性化を図るため、県内生産品を使用するよう努めるとともに、市内に本店を有する者の中から調達するよう努めるものとする。
- 4 乙は、本業務で使用する物品については適切な品質及び規格のものを用い、放流水質及び発生汚泥性状に悪影響を与えず、本件施設の故障発生または劣化進行を招かないようにしなければならない。
- 5 乙は、本業務に関して物品調達費用の縮減に常に努めるとともに、地球温暖化の抑制や資源循環型社会の形成に貢献するよう努めなければならない。
- 6 本業務の履行着手時に、甲が乙に引き渡す薬品類及び重油等は、本業務を履行するために必要な範囲において乙が使用することができるものとする。ただし、乙は履行期間終了時において、甲から引渡を受けたものと同質または同等以上で同量のものを甲に返還しなければならない。

第36条 保守点検業務

- 1 乙は、本件施設の性能及び機能を確保し、過度の劣化が生じないように、本件施設に必要な点検、調査及び保守を行わなければならない。
- 2 乙は、本業務に関して関係法令等を熟知し、その定めに従わなければならない。また、有資格者の配置が必要な業務については、有資格者を選任のうえ配置しなければならない。
- 3 乙は、本業務のうち、監視業務と相互補完することで、効率的かつ適切な保守点検業務を行わなければならない。
- 4 乙は、本件施設の構造、動作特性、性能、機能、重要性及び目的等を熟知し、故障時または事故時においても、迅速かつ適切に対処しなければならない。
- 5 乙は、本件施設内の各種機器の取扱説明書や本件施設の図面類、その他関係図書類を整備し、緊急時に対応できるよう整理しなければならない。
- 6 乙は、本業務に係る保守点検結果を継続的に記録し、必要な帳票類を作成しなければならない。

- 7 乙は、本業務に係る保守点検作業は、十分に安全を確保するとともに、複数人で実施しなければならない。
- 8 乙は、本件施設の異常を発見した場合は、速やかに適切な措置を講じるとともに、監督職員及び関係各所に報告しなければならない。
- 9 乙は、契約図書の定めにより、本業務に係る保守点検業務の内容等が明示されている場合は、その定めに従わなければならない。
- 10 乙は、本業務に係る保守点検基準については、以下の基準、指針及び要領等を参考資料として、乙自らの裁量によって、その点検基準を定めなければならない。ただし、業務要求水準書に定めがある場合、または、別途甲より示される場合は、その定めに従うこととする。
 - 「公益社団法人日本下水道協会 下水道施設維持管理積算要領」
 - 「公益社団法人日本下水道協会 下水道維持管理指針」
 - 「一般財団法人建築保全センター 管理者のための建築物保全の手引き」
 - 本件施設内の各種整備、機器類の取扱説明書
 - その他本件施設に関する保守点検指針、要領、指導書、取扱説明書等

第37条 修繕業務

- 1 乙は、本件施設の性能及び機能が正常に発揮できるよう、必要に応じて修繕、補修を実施しなければならない。
- 2 乙が、本件施設に付属する機器、部品等（ただし、備品等を除く。）の交換等により、新たに機器、部品等を取得した場合、その所有権は甲に帰属するものとする。ただし、甲が乙の所有権を認めたものについては、この限りでない。
- 3 乙が、本件施設に付属する機器、部品等の交換等により新たに機器、部品等を取得し、その所有権が甲に帰属した場合、当該機器、部品等に係る追完請求権も甲に帰属するものとする。
- 4 乙は、本業務に係る修繕または補修に供する部品等には、当該修繕または補修対象設備等の性能及び機能の低下を招かないものを使用しなければならない。
- 5 乙は、本業務に係る修繕または補修を実施する場合、十分に安全を確保するとともに複数人で実施しなければならない。
- 6 乙は、本業務に係る修繕または補修の施工後において、施工対象設備等の性能及び機能が十分に回復されていることを、試運転及び調整、計測等により確認しなければならない。

- 7 乙は、本業務に係る修繕及び補修の施工理由、内容、施工者、要した金額、施工期間等について記録し、監督職員が求めた場合は、速やかにこれを開示しなければならない。また、乙は各月毎に、その月に行った上記修繕業務に関する一覧表を監督職員へ提出しなければならない。
- 8 乙は、本業務に係る修繕または補修を施工した場合、必要に応じて、当該修繕または補修内容を、本件施設及びその設備を表した図書に反映させ、かつ、修繕または補修に用いた設計図、施工図等の図書を監督職員に提出しなければならない。
- 9 乙は、契約図書の定めにより、本件施設に係る設備台帳への修繕等履歴データの入力に義務付けられている場合には、甲及び乙が施工する本件施設に係る修繕または補修の修繕等履歴データを、当該台帳に入力しなければならない。なお、甲が施工する修繕または補修の内容は、監督職員から乙へ通知することとする。

第38条 施設管理業務

- 1 乙は、本件施設内及びその周辺を常に整理整頓し、美観及び衛生を保つよう適正な管理を行わなければならない。
- 2 乙は、本件施設内の安全・防護設備、避難設備等の適正な管理を行い、日常及び非常時の安全確保並びに事故防止を図らなければならない。
- 3 乙は、本件施設内に危険な箇所を発見した場合、速やかに注意表記を行うとともに、必要な安全対策を講じなければならない。
- 4 乙は、本件施設内の建物、構造物、門、フェンス等に係る破損または腐食、劣化等の有無について目視点検を行い、その推移状況を把握しなければならない。また、異常が発見された場合は、速やかに応急措置を講じるとともに、監督職員に報告しなければならない。
- 5 乙は、契約図書の定めにより、水槽、水路内の清掃を実施しなければならない場合は、当該槽内の構造物の劣化状況や設備類の腐食状況を定期的に確認しなければならない。また、異常が発見された場合は、速やかに応急措置を講じるとともに、監督職員に報告しなければならない。

第39条 植栽管理業務

- 1 乙は、契約図書の定めにより、本件施設内及びその周辺の除草並びに芝生、草花及び樹木の管理を行わなければならない。
- 2 乙は、前項における樹木の管理においては、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。また、添木及び支柱については、ぐらつきのないよう措置しなければならない。

- 3 乙は、第1項における除草においては、草花、樹木回りその他必要な箇所の除草を実施しなければならない。
- 4 乙は、第1項に関して、定期的に芝刈を実施し、乾燥、むれ、傷み、土くずれ等がないよう、適正に管理しなければならない。
- 5 乙は、第1項に関して、乾燥期には、定期的な散水を実施し、芝生、草花、樹木の枯死がないよう努めなければならない。また、夏季における晴天時の散水は、日中を避け朝または夕方に行わなければならない。
- 6 乙は、第1項に関して、除草剤等を使用する場合には、その使用箇所及び薬剤の成分、品質、規格等を記載した資料を、監督職員に提出し承諾を得なければならない。

第40条 保安業務

- 1 乙は、契約図書の定めにより、本件施設内及びその周辺の保安を行わなければならない。
- 2 乙は、本件施設内に不審者、不法行為者、危険物の侵入がないよう阻止するとともに、本件施設及びその設備に対する損壊や盗難等がないよう、予防措置を講じなければならない。
- 3 乙は、本件施設内の火気使用箇所の定期的巡回を実施しなければならない。
- 4 乙は、本件施設内の各箇所の施錠の有無を常に把握し、使用する鍵は厳重に管理のうえ、鍵の盗難、紛失等を招かないよう、対策を講じなければならない。
- 5 乙は、本件施設内で事故、盗難、火災、施設の損壊等が発生した場合は、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員にその状況を直ちに報告しなければならない。
- 6 乙は、本件施設内に設置された消防用設備（消火設備、誘導灯及び防火扉等）の定期的点検整備を実施するとともに、火災発生時の避難経路にある障害物を除却しなければならない。
- 7 乙は、本件施設内の道路及び駐車場の秩序管理、車両事故盗難防止、通行に支障となる車両の整理に努めなければならない。

第41条 仮設工事

- 1 乙は、本業務に関して工事用足場を組む場合、想定される荷重及び外力の状況、使用期間等を考慮した種類及び構造のものを使用し、その使用に際しては当該従事者に対し、使用条件等を明示したうえで周知させなければならない。

- 2 乙は、本業務に関して作業構台を設置する場合は、その使用目的に応じた設置位置、形状及び規模のものとするとともに、想定される荷重及び外力に対して安全な構造とし、墜落、落下等の事故の防止策を施し、使用に際しては当該従事者に対し、積載荷重条件等を明示したうえで周知させなければならない。
- 3 乙は、本業務に関して仮設工事を施工する場合、当該従事者の作業環境及び衛生環境を確保するため、換気設備及び照明設備等の設置を考慮しなければならない。
- 4 乙は、本件施設内に、乙の現場工事事務所または作業置場等を設置する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

第42条 塗装作業

- 1 乙が、本業務に関して塗装を施す場合は、JIS 規格に適合する塗料を使用するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造者の製品を使用しなければならない。
- 2 乙は、前項の塗装を施す場合は、対象となる本件施設以外のもの及び周囲への飛散がないよう留意し、また、養生シートを設置しなければならない。
- 3 乙は、第1項に関して塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱について、関係諸法令等を遵守しなければならない。
- 4 乙は、本業務に関して有効期限を経過した塗料を使用してはならない。
- 5 乙は、本業務に関して、コンクリートの防食被覆工法用の塗料（防食被覆材料）を使用する場合は、地方共同法人日本下水道事業団が定める「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル」に規定する、品質規格に適合したものを使用しなければならない。

第43条 溶接作業

- 1 乙は、本業務に関して溶接作業を行う場合は、当該従事者は溶接作業に十分熟練した者とし、また、関係諸法令等に定めがある場合は、これを遵守しなければならない。
- 2 乙は、前項に関して溶接作業に係る漏電、電撃、アーク等による人身事故または火災の防止措置を十分に行わなければならない。

第44条 電気工事

- 1 乙は、本業務に関し電気工事を行う場合は、関係諸法令等を遵守しなければならない。

- 2 前項の電気工事に際しては、感電等による人身事故の防止措置を十分に行わなければならない。

第45条 運転操作監視業務

- 1 乙は、業務要求水準書に定める汚水の流入基準を常に把握するとともに、規定される流入水の水量及び水質を、継続的に監視しなければならない。
- 2 乙は、業務要求水準書に定める流入基準が満たされない場合は緊急措置を講じるとともに、その事態の内容、想定される影響及び緊急措置の内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 3 乙は、業務要求水準書に定める流入基準が満たされなくなると予測される場合においても、前項と同様の措置を講じなければならない。
- 4 乙は、業務要求水準書に定める放流水質、発生汚泥性状遵守基準を満たすよう本業務を履行しなければならない。
- 5 乙は、業務要求水準書に定める放流水質、発生汚泥性状遵守基準を常に把握するとともに、これにより規定される放流水質、発生汚泥性状に係る各項目の数値を、継続的に監視しなければならない。
- 6 乙は、業務要求水準書に定める放流水質、発生汚泥性状遵守基準の未達成を生じさせる可能性の高い事象の発生を知った場合は、その事態の内容及び原因を速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 7 乙は、業務要求水準書に定める放流水質、発生汚泥性状遵守基準が満たされていない場合は緊急措置を講じるとともに、その事態の内容及び原因、緊急措置の内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 8 前項において、乙の責に帰する場合は、乙は事態の原因究明と改善措置方法を取りまとめた改善計画書を甲に提出し、その承諾を得た上で、当該改善措置を実施しなければならない。
- 9 前項において、乙は業務要求水準書に定める放流水質、発生汚泥性状遵守基準が満たされるまで、必要な環境計測を実施し、監督職員に改善状況を随時報告しなければならない。
- 10 乙は、業務要求水準書に定める放流水質、発生汚泥性状目標基準を満たすことを目標として、本業務を履行するものとする。
- 11 乙は、業務要求水準書に定める放流水質、発生汚泥性状目標基準が満たされない場合は、必要な措置を講じるとともに、その事態の内容及び原因、措置の内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 12 前項において、乙の責に帰する場合は監督職員が乙に対して、その改善措置を指示することができる。

- 1 3 前項の指示があった場合、乙は、その指示内容に従って当該目標基準を満たすよう努めなければならない。
- 1 4 次の各号に示す場合において、乙が対応できない特別な状態（以下「異常事態」という。）がある場合、乙は業務要求水準書に定める放流水質、発生汚泥性状遵守基準を遵守する責任を求められない。
- (1) 業務要求水準書に定める汚水の流入基準が満たされていなかった場合
 - (2) 長期間（24 時間）にわたり、本件施設の現有施設能力以上の異常流入が継続した場合
 - (3) 本件施設及びその設備の運転に重大な影響を及ぼす有害物質、化学物質等が、継続して流入した場合
 - (4) 風水害等により、本件施設の機能が著しく阻害された場合
 - (5) その他、乙の責に帰することができない外的要因によるものであると公正に判断できる場合
- 1 5 前項に対して、乙が対応可能である場合は以下に示す場合であるとし、乙は、業務要求水準書に定める放流水質、発生汚泥性状遵守基準を遵守しなければならない。
- (1) 臭気または色で識別できる範囲で多量の油の流入があった場合
 - (2) pH 計等で検出できる多量の強酸性または強アルカリ性の薬品の流入があった場合
 - (3) 多量のきょう雑物の流入があった場合
 - (4) 流入渠、沈砂池ポンプ井、調整槽、最初沈殿池等で、一時貯留できる範囲の異常流入が継続した場合
- 1 6 前項において、乙が必要とされる措置を講じたと公正に判断でき、業務要求水準書に定める放流水質、発生汚泥性状遵守基準を遵守できない場合には、異常事態であるとし、甲は乙の責任を求めないこととする。
- 1 7 乙は、異常事態により、放流水質、発生汚泥性状遵守基準または当該目標基準を満たさない場合においては、その事態の原因究明を行い、必要な改善措置を実施するとともに、直ちにその旨を監督職員に報告しなければならない。
- 1 8 乙は、異常事態により、放流水質、発生汚泥性状遵守基準または当該目標基準を満たすことができないと判断した場合においては、速やかにその旨を監督職員へ連絡し、併せて、満たすことができない状況と理由を報告しなければならない。甲は、その報告の内容により、必要な措置を講じるものとする。

- 19 前項において、甲が乙に対して改善措置を指示した場合は、乙は、当該改善措置を実施しなければならない。ただし、これにより必要とされる費用の負担については、甲乙協議することができるものとする。
- 20 乙は、異常事態が発生する可能性の高い事象の発生を知った場合は、速やかに初動体制を確保し、必要な緊急措置を実施するとともに、その旨を監督職員に報告しなければならない。

第5章 業務の履行

第46条 履行期間中の業務報告

- 1 乙は、本業務の履行結果に関して、契約図書に定める委託業務完了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、本業務の履行に係る計画に関して、契約図書に定める業務実施計画書を作成し、甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、契約図書に定める日報、月報、年報その他報告書並びに計画書等については、その定められた期限までに、監督職員を経由して甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、契約図書に報告書または計画書等の作成に関する様式が示されていない場合は、乙自らの裁量により、必要と判断する項目を記載した様式を定めることができる。ただし、当該様式については、予め監督職員に承諾を得るものとする。
- 5 監督職員は、乙より提出される報告書または計画書等の内容に関して、乙に対し説明を求めることができるとともに、必要な範囲で、本業務に関するその他の資料の提出も求めることができる。
- 6 監督職員は、提出された報告書または計画書等に不備があった場合は、当該報告書または計画書等の修正を乙に対して指示することができる。その場合、乙は、速やかに修正した報告書または計画書等を監督職員に提出しなければならない。

第47条 履行期間中の業務履行監視

- 1 乙は、甲が指定する検査職員が実施する本業務の履行確認に協力しなければならない。
- 2 乙は、前項の検査職員に対し、その履行確認のために必要とされる資料を提出しなければならない。なお、当該検査職員は乙に対して当該資料の説明を求めることができる。

- 3 乙は、本業務の履行確認の結果、検査職員により改善すべき点を指摘された場合は、その指摘に従わなければならない。
- 4 前項により、乙が検査職員の指摘に基づき改善を行った場合は、その改善結果について速やかに検査職員に報告しなければならない。
- 5 甲は、本業務の履行確認を第三者機関に委ねることができる。この場合において、前項までの措置を、その第三者機関が検査職員に代わって、講じることができるものとする。

第48条 履行期間中の施設機能確認

- 1 乙は、本業務に係る保守点検、修繕その他の業務により、本件施設の状況を常に把握し、本件施設に係る施設機能報告書を随時更新しなければならない。
- 2 乙は、本件施設内の新設、増設、改築、改修その他の工事、及び本件施設の修繕、補修、部品交換、オーバーホール等が行われる場合には、前項の施設機能報告書にこの結果を反映させなければならない。
- 3 監督職員は、随時、本件施設に係る施設機能報告書の記載内容を確認することができるものとする。
- 4 監督職員の指示があった場合、乙は本件施設に係る施設機能報告書を監督職員に提出しなければならない。その場合、乙は施設機能または性能の劣化が認められる箇所については、図面、写真、記録等を使用して、その場所や内容が分かる資料を監督職員に併せて提出しなければならない。
- 5 甲は、本件施設に係る施設機能確認を第三者機関に委ねることができる。この場合において、前項までの措置を、その第三者機関が監督職員に代わって講じることができるものとする。

第49条 対外的補償の措置

- 1 乙は、本業務に関して、対外的補償等を求められた場合、速やかにその旨を監督職員に報告しなければならない。
- 2 前項の対外的補償等が異常事態によるものでなく、乙の責に帰するような次に掲げる対外的補償等については、乙が負担しなければならない。
 - (1) 関係諸法令等に基づく、環境汚染に対する罰則金または補償金等
 - (2) 本件施設から発生する悪臭、騒音、振動等に起因する補償等
 - (3) 乙が、本業務の一部を再委託した者による本件施設内で起した事故等に対する補償等
 - (4) 前号の再委託業務に起因する損害等に対する補償等

- 3 甲が、本件施設に係る業務の一部を委託した乙以外の者が、当該委託業務を実施する際に、事故や本件施設の損傷または人災等の発生が予測される場合、乙は、当該受託者に対して、その業務改善を請求することができる。また、この場合においては、乙は、速やかにこの旨を監督職員へ連絡しなければならない。

第50条 事故発生時の措置

- 1 乙は、本業務に関して、その履行期間中に事故等が発生した場合は、緊急措置を講じるとともに、その事態の状況及び原因、経過、緊急措置の内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 2 乙は、本件施設が損傷を受けた場合は、その事態の状況及び原因、経過を速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 3 乙は、乙の責に帰する事故や本件施設の損傷については、契約図書に定める改善措置または機能回復を行わなければならない。
- 4 乙は、本件施設の損傷が本件施設の機能に重大な影響を及ぼすと予測する場合は、緊急措置を講じるとともに、速やかにその旨を監督職員に報告しなければならない。

第51条 効率化方案の提案

- 1 乙は、本業務の履行に関して契約図書の定めに依らず、他の効率的管理、運営方策を企画立案し、甲に提案することができる。
- 2 前項の場合、甲が必要と判断した場合、契約図書を変更することができる。

第52条 投資の提案

- 1 乙は、本業務の効率的、効果的な履行を図るため、自らの責任による本件施設の改良等を甲に対して提案することができる。
- 2 甲は、前項の提案があった場合、その内容を検討後、乙に検討結果を通知するものとし、当該提案内容が甲において承諾された場合は、乙が、これによる改良等を行うものとする。
- 3 乙は、第1項の提案による本件施設の改良等を行った場合は、その施工内容を本件施設に係る図面、図書等に反映させ、かつ、施工に用いた設計図、施工図等の図書を監督職員に提出しなければならない。
- 4 第1項の提案による本件施設の改良等を行った結果により生じた新たな施設または設備の所有権は甲に帰属するものとし、当該改良等に伴う費用の負担については、甲乙が協議して定めるものとする。

- 5 甲が、前項に定める所有権を放棄した場合、乙は、本業務の履行期間の終了時、速やかに当該施設または設備を撤去しなければならない。なお、その撤去に必要な費用は、乙が負担するものとする。

第53条 施設の改善要求

- 1 乙は、本件施設の不具合により本業務の履行に支障が生じる場合、甲に対してその改善を要求することができる。ただし、乙の責めに帰することができないものによる場合に限ることとする。
- 2 乙が、前項の規定による改善を要求する場合は、次の各号に示す事項を明らかにした改善要求書を提出しなければならない。
 - (1) 改善を要求する内容について、この契約の締結時における本件施設に係る施設機能確認の期間中に、これが乙によって発見されることが著しく困難であったと証明できるもの
 - (2) 改善を要求する内容について、乙は関係する本業務を適正に履行していたことが証明できるもの
 - (3) 改善を要求する理由
 - (4) 改善を要求することに係る改善措置案
- 3 甲は、第1項による改善の要求があった場合、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。その場合に係る費用については、甲乙が協議して定めるものとする。

第54条 引継事項

- 1 乙は、本業務の履行着手前における乙の前任者からの引継に際しては誠意を持って対応し、本業務の履行に必要な事項を習得するものとする。
- 2 乙は、本業務の履行着手後において、本件施設に特有の運転方法、保守点検上の留意事項を記載した引継事項書類を作成し、また、随時これを更新し、これを本件施設内に保管しておかなければならない。その主な引継事項の内容は、以下の各号のとおりとするが、必要に応じて乙の判断により内容を変更することができる。
 - (1) 本件施設に係る異常の有無、現状及び故障履歴等
 - (2) 本件施設の修繕または補修履歴等
 - (3) 本件施設の保守点検上の留意事項等
 - (4) 本件施設の運転方法及び調整方法等
 - (5) 本業務に係る異常事態の発生状況及びその頻度、対処方法等
 - (6) 本業務における物品在庫状況等

(7) その他必要な事項

- 3 前項に定める引継事項の内容が、甲への報告に含まれている場合は、当該報告をもって、引継事項とすることができる。
- 4 乙は、第2項に定める引継事項書類を作成した場合、速やかにその旨を監督職員に報告しなければならない。
- 5 甲は、必要に応じて引継事項書類を閲覧し、その説明を乙から求めることができる。
- 6 乙は、本業務の履行に係る引継を、次回契約における本業務の受託者に対して実施しなければならない。なお、この場合の引継期間は、本件業務の履行期間終了日1ヶ月前から履行期間終了日まで、及び履行期間終了日の翌日から甲が必要と認める期間とし、引継内容は、引継事項の説明及び指導、本件施設の運転方法、調整方法の指導とする。

第55条 本業務の完了

- 1 乙は、本業務の履行を完了した場合は、速やかに業務完了通知書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により乙が業務完了通知書を提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。
 - (1) 本業務の履行完了日までに、契約図書に定められた本業務が全て完了していること。
 - (2) 本業務の履行完了日までに、契約図書に定められた書類及び記録が整理、保管されていること。ただし、委託業務完了報告書、月間業務報告書、修繕及び補修一覧表、年報、業務完了通知書においては、業務要求水準書記載のとおりとする。
 - (3) 本業務に係る引継事項書類が完全に整理されていること。
 - (4) 本業務に係る貸与品が、指定された返還場所に返還されていること。
 - (5) 本件施設及び貸与品に損傷がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な損傷は除く。
 - (6) 本件施設及び貸与品が、契約図書に規定されている基本的な性能を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化は除く。
 - (7) 本件施設に係る施設機能報告書が整理されていること。
 - (8) 本件施設内が整理整頓されていること。

- 3 本業務の完了に伴う最終的な履行確認に際して、甲または甲が指定する検査職員は、監督職員及び乙の立会のうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 契約図書に定める各種書類、記録等の確認
 - (2) 貸与品の返還状況の確認
 - (3) 本業務の履行状況の確認
 - (4) 本件施設に係る施設機能状況の確認
- 4 前項の検査により、甲または甲が指定する検査職員が、本件施設の修繕、補修等が必要であると認めた場合は、甲は乙に対して期限を定め、修繕、補修等の措置を指示することができる。
- 5 乙は、第3項の検査に必要とされる人員並びに資材・機材等の準備、写真の撮影及び資料の整理等に必要な費用を負担しなければならない。

第56条 施設の引渡

- 1 本業務の履行が完了したとき、乙は、本件施設を、その継続使用に支障がない状態で、甲に引き渡さなければならない。
- 2 本業務の履行が完了したとき、乙は、本件施設内にある乙の所有物である各種機器、資材、機材、残骸及び仮設物等を片付け、かつ撤去し、その後、本件施設内を清掃のうえ整然とした状態にするものとする。なお、このために要する費用は、乙の負担によるものとする。
- 3 本業務の履行が完了し、その後において、乙が継続して本業務を受託することが判明している場合は、前項に規定する、乙の所有物である各種機器、資材、機材、残骸及び仮設物等の撤去は、これを行う必要はない。

第6章 契約図書の変更

第57条 業務委託内容の変更

- 1 本業務の履行に重大な影響を与える場合は甲乙が協議し、本業務の内容及び委託料等の変更を行うことができる。
- 2 契約図書に定める委託料及びその支払時期の変更については、甲乙が協議して変更するものとする。
- 3 この契約の継続期間中に、同一年度内に委託料の変更が複数ある場合は、当該年度末に一括して変更ができるものとする。

- 4 契約図書に定める本業務の内容の変更を行った場合は、乙は、速やかに業務実施計画書及びその他必要な計画書、報告書等の修正を行い、甲に提出しなければならない。

第58条 業務委託内容の変更の条件

- 1 契約図書に定める、本業務の内容または委託料等を変更できる条件は、契約図書に定めるもののほか、次によるものとする。
 - (1) 本業務の履行に重大な影響を与える関係諸法令等が新設または改正された場合
 - (2) 業務要求水準書に定める汚水の流入基準と比較し、実際の流入量が10%を超えて増減した場合
 - (3) 乙が、不可抗力により本業務の履行が継続できない場合
 - (4) 甲により、本件施設の大規模な新設、増設または改築が行われた場合
 - (5) 甲の承諾を得たうえで、乙による本件施設に対する投資が行われた場合
 - (6) 本業務の履行期間の延長または短縮があった場合
 - (7) 乙が、業務要求水準を満たさなかった場合
 - (8) その他、契約のうえで必要な事項が生じた場合
- 2 甲または乙が、本業務の内容等の変更を求める場合は、その相手方に対して、変更を要する根拠を記載した書面を相手方に提出しなければならない。

第59条 関係諸法令等が改正された場合

- 1 本業務の履行に重大な影響を与える関係諸法令等が新設または改正された場合は、乙は甲に対して、速やかに次に掲げる事項を報告しなければならない。
 - (1) 乙が受ける影響
 - (2) 関係諸法令等の新設または改正、また、これに関連する許認可等の効力に関する事項の詳細
- 2 本業務の履行に重大な影響を与える関係諸法令等が新設または改正された場合は、これが影響する契約図書の内容について、甲乙が協議しなければならない。

3 前項の協議を行い、関係諸法令等の新設または改正の公布日から60日以内に、契約図書の内容に関する協議の合意が成立しない場合、甲が、関係諸法令等の新設または改正に対する対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本業務の履行を継続しなければならない。なお、関係諸法令等の新設または改正により、契約図書の内容を変更し、これにより新たな費用の負担が発生した場合においては、次の負担割合によるものとする。

(1) 本業務に直接関係する法令等の新設または改正の場合は、甲が負担する。

(2) 消費税及び地方消費税の税率改正の場合は、甲が負担する。

(3) その他、法人の運営や利益に係る税制度の新設または改正の場合は、乙が負担する。

第7章 その他

第60条 業務要求水準未達成における委託料の減額

遵守基準及び年間達成率が定めてある目標基準を達成できない場合は、要求水準未達となり、以下の算出方法により算定し、委託料を減額できるものとする。

減額料＝「要求水準未達日数」÷（365 日）×「各会計年度委託額」×
40/100

「要求水準未達日数」とは、甲が要求水準未達と判断した日から是正されたことを甲が確認した日までの日数をいい、同一日において、放流水質及び汚泥性状遵守基準双方についての水準を満たさない日については、2日と数えるものとする。なお、委託料の減額は、原則として当該年度の最終月に行うこととする。

第8章 諸業務等

(1) 諫早中央浄化センター外植栽剪定業務 仕様書

ア 実施年度

令和8年度～令和12年度 各年度実施

イ 概要

本業務は、諫早中央浄化センター及び小長井浄化センターの樹木管理を行うものである。

ウ 業務内容

※(3)(4)は諫早中央浄化センターのみ

(1) 樹木の種類・配置 別紙のとおり

(2) 樹木の剪定

- ・ 剪定は樹形の骨格づくりであるので、樹冠の整枝、こみすぎによる病害虫及び枯損枝の発生防止等を目的として行うものである。
- ・ 不定芽の発生原因となる（ぶつ切）などは、原則として行わない。
- ・ 花木類は、花芽の分化時期と着花時期に注意して剪定する。
- ・ 剪定した枝葉は、速やかに処理し、周辺をきれいに清掃する。
- ・ 深く切り込む枝葉は、枝別れの株より切り戻し充実した枝が再生できるよう注意し剪定する。
- ・ 弱剪定の場合は、凹凸刈りにならないように、又、刈り残しが出ないように注意し、剪定の残り枝等は完全に取り除く。
- ・ 大枝剪定は、表皮が剥離しないよう必ず切り返し剪定をし、切断面には必要に応じ防腐処理等を行う。

(3) 防除 殺虫剤及び殺菌剤の混合散布（1,000倍希釈）

種別	区分	施肥量	
高木	$C < 60\text{cm}$	3	L/本
中木	$200\text{cm} \leq H < 300\text{cm}$	2	L/本
	$100\text{cm} \leq H < 200\text{cm}$	1	L/本
寄植	低木	1	L/m ²
生垣	中木	2	L/m ²

(4) 施肥 有機配合肥料

種別	区分	施肥量	
高木	$C < 60\text{cm}$	0.3	Kg/本
中木	$200\text{cm} \leq H < 300\text{cm}$	0.2	Kg/本
	$100\text{cm} \leq H < 200\text{cm}$	0.1	Kg/本
寄植	低木	0.1	Kg/m ²
生垣	中木	0.2	Kg/m ²

(5) 剪定くず

産業廃棄物として適正に処分し、マニフェストの写しを提出すること。

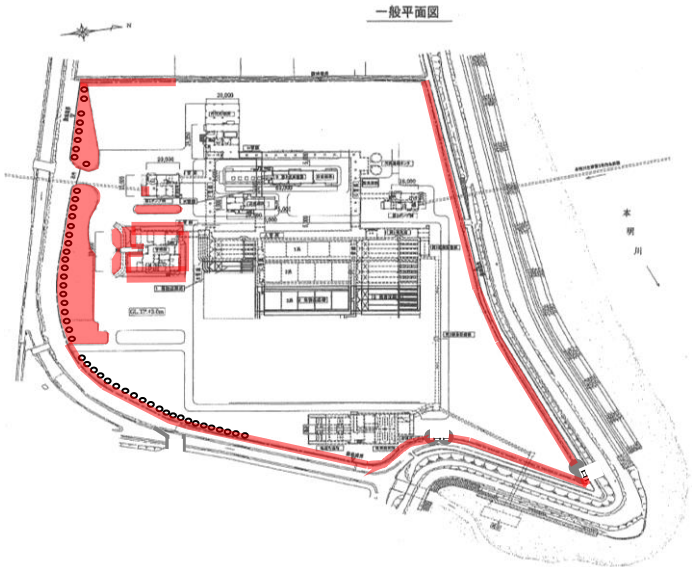
エ 提出書類

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) 業務写真帳 1部
- (3) マニフェストの写し 1部

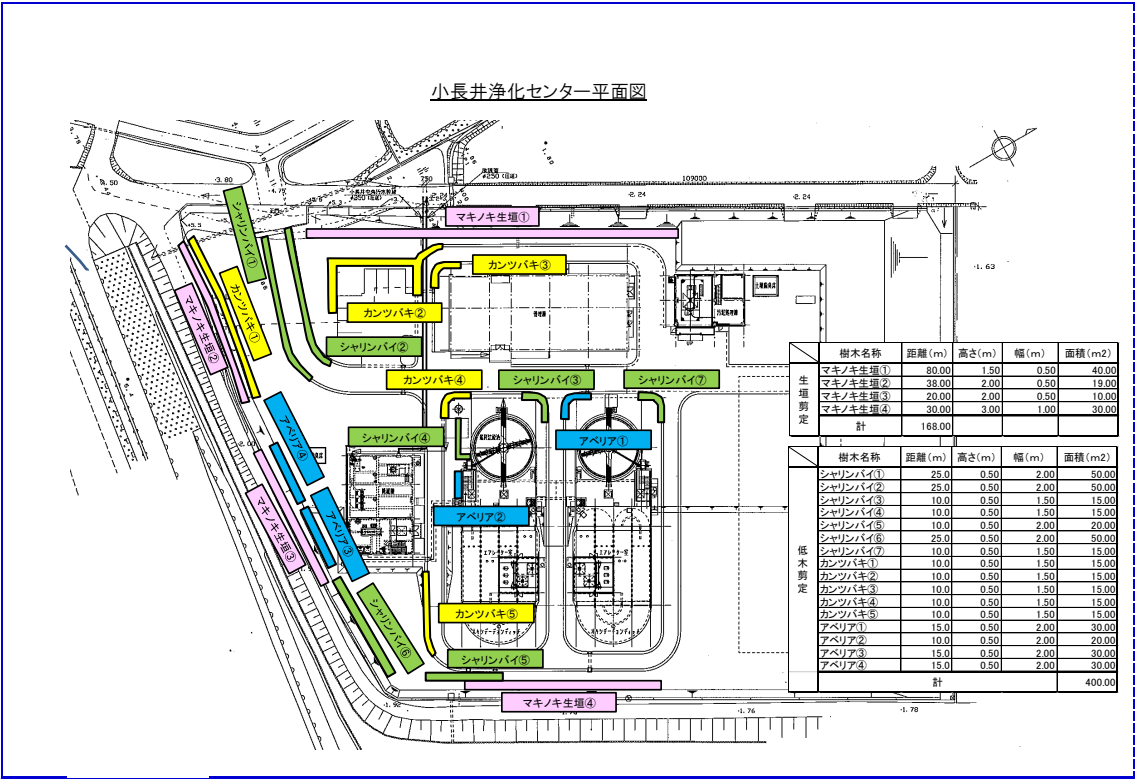
別紙
 諫早中央浄化センター

(別紙)					
高木 (H ≥ 3.0m)	高さ (m)	幹太 (cm)	冠幅 (m)	樹種	防除
メタセコイヤ	H=7.0	C=0.35	W=2.0	50本	○
ヒゼンマユミ	H=4.5	C=0.45	W=2.7	1本	○
ハナノキ	H=4.0	C=0.25	W=1.2	0本	○
マテバシイ	H=4.0	C=0.35	W=1.5	5本	○
ホルトノキ	H=3.5	C=0.3	W=1.0	5本	○
クロガネモチ	H=3.5	C=0.3	W=1.0	12本	○
モミジ	H=3.5	C=0.2	W=1.8	13本	○
カクレミノ	H=3.5	C=0.2	W=1.0	13本	○
ネムノキ	H=3.5	C=0.15	W=1.0	1本	○
ヤマボウシ	H=3.0	C=0.15	W=1.0	2本	○
計				111本	61本
中木 (3.0m > H ≥ 60cm)	高さ (m)	幹太 (cm)	冠幅 (m)	樹種	防除
ヤツデ	H=2.5			1本	○
ウメ	H=2.5			5本	○
カイヅカイバキ	H=2.0			4本	○
アオキ	H=2.0			1本	○
ビワ	H=2.0			2本	○
サザンカ	H=2.0			7本	○
サルスベリ	H=1.8			1本	○
ヤマツバキ	H=1.5			1本	○
計				22本	22本
低木 (寄植) (60cm > H)	高さ (m)	幹太 (cm)	冠幅 (m)	樹種	防除
クチナシ	H=0.5		40㎡	○	○
サツキツツジ	H=0.3		588㎡	○	○
ウサツグ	H=0.25		50㎡	○	○
計			687㎡	687㎡	687㎡
中木 (生垣) (H=1.8m, L=600cm)	高さ (m)	幹太 (cm)	冠幅 (m)	樹種	防除
サザンカ	H=1.8	L=600.0m		2160㎡	○
計			2160㎡	2160㎡	2160㎡
芝	面積 (㎡)				
コウライシバ	830㎡				

※1 H:樹高(m), C:幹太(cm), W:冠幅(m)
 ※2 高木(9m以上)は原則として剪定の対象としない。ただし、公道の車両通行または電線等に支障となる枝葉がある場合は、実測と異なる程度に剪定すること。
 ※3 芝は本業務の対象としない。



小長井浄化センター



(2) 諫早中央浄化センター外消防設備等点検業務 仕様書

ア 実施年度

令和 8 年度～令和 1 2 年度 各年度実施

イ 概要

本業務は諫早中央浄化センター、小長井浄化センター、高来浄化センター、田結浄化センター、飯盛浄化センター、宇都中継ポンプ場、鷺崎中継ポンプ場、化屋中継ポンプ場及びシーサイドマンホールポンプ場において、消防法施行規則に定める点検の方法及び点検結果についての報告書の様式に従い、消防用設備の点検及び報告書の作成を行うものである。

ウ 対象となる消防用設備

「消防用設備対象建物概要調書」及び「消防用設備数量調書」のとおり

エ 業務内容

契約期間中各年度に、点検を 2 回（前期 9 月 3 0 日まで、後期 3 月 3 1 日まで）行うこと

オ 点検要領

- (1) 消防法点検基準及び点検要領によって実施すること。
- (2) 別紙消防用設備数量調書に記載してあるそれぞれの設備等の種類に該当する資格を有する消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を行わせなければならない。
- (3) 点検業務実施に当っては、事前に点検実施者の氏名、点検実施の日時等を連絡し、施設管理者の了解を受けて実施すること。
- (4) 防火管理者又は関係職員の立会いのもとに点検業務を実施すること。
- (5) 設備機種のうち簡単な取替え（表示ランプ・ヒューズ等）、器具（感知器等）の脱落、配線のはずれ及び取付ネジのゆるみ等は、点検作業中に実施すること。
- (6) 消火器薬剤類の充填及び交換については適時行うこと。
- (7) 点検結果報告書の作成に当っては、各設備の点検票に防火管理者又は関係職員の確認印が必要であること。また、全ての消火栓ホースについての製造年及び設置場所の一覧を併せて報告すること。
- (8) 点検が完了した設備は、点検済票ラベル（一般財団法人長崎県消防設備保守協会交付）を貼ること。

(9) 防火対象物定期点検を実施すること。（該当施設のみ）

カ 点検結果の報告

点検結果報告書を作成し、1部提出すること。

※ 特定防火対象物については1年に1回、非特定防火対象物については3年に1回、消防署に報告が必要であるため、必要に応じ消防署に報告書を提出すること。

消防用設備対象建物概要調書

施設名		所在地	建物			面積㎡
諫早中央浄化センター	管理棟	仲沖町356	鉄筋	2階	地下1階	1,710
	汚泥処理棟		鉄筋	2階	地下1階	1,120
	送風機棟		鉄筋	1階	地下1階	353
	第二送風機棟		鉄筋	2階	地下1階	600
	第一ポンプ棟		鉄筋	2階	地下2階	771
	第二ポンプ棟		鉄筋	2階	地下5階	933
	管廊		鉄筋		地下1階	1,176
	水処理電気室		鉄筋	1階		56
	塩素滅菌室 (PAC室)		鉄筋	1階		59
	高度処理棟		鉄筋	1階	地下1階	515
	し尿受入棟		鉄筋	2階	地下1階	799
宇都中継ポンプ場		宇都町320-10	鉄筋	2階	地下2階	566
鷺崎中継ポンプ場		鷺崎町219-9	鉄筋	2階	地下2階	380
化屋中継ポンプ場		多良見町化屋250-7	鉄筋	2階	地下2階	478
田結浄化センター	管理棟	飯盛町里145-10	鉄筋	1階		294
	汚泥ポンプ棟		鉄筋	1階	地下1階	144
高来浄化センター	管理棟	高来町泉301	鉄筋	2階		339
	汚泥処理棟		鉄筋	2階		570
	汚泥ポンプ室		鉄筋	1階	地下1階	144
	ポンプ棟		鉄筋	1階	地下1階	306
小長井浄化センター	管理棟	小長井町大峰980-70	鉄筋	1階		412
	機械棟		鉄筋	1階	地下1階	189
	エアレーター①		鉄筋	1階		59
	エアレーター②		鉄筋	1階		59
	階段室①		鉄筋	1階	地下1階	19
	階段室②		鉄筋	1階	地下1階	
	沈殿池管廊		鉄筋		地下1階	
	汚泥処理棟		鉄筋	2階		164
飯盛浄化センター	管理棟	飯盛町開181-1	鉄筋	1階		264
	汚泥処理棟		鉄筋	2階		248
	分水槽・汚泥ポンプ室		鉄筋	1階	地下1階	117
シーサイドマンホールポンプ場		多良見町シーサイド20-4	鉄筋	1階		50

消防用設備数量調査書

施設名	1 自動火災報知設備										2 屋内消火栓設備									
	受信機		警報式受信機		警報式受信機		受信機		受信機		ポンプモーター		呼吸装置		設置装置		起動スイッチ		水栓	
	型	級	回路	台	個	型	級	回路	台	個	V	kw	有	有	有	有	有	有	有	有
	型	級	回路	台	個	型	級	回路	台	個	V	kw	有	有	有	有	有	有	有	有
調子中央 浄化センター	管理棟	P 1	8/20																	
	汚泥処理棟	P 1	6/10	1	35	P 1	3	14	21	個	24	1	○	24	1	○	24	1	24	4
	送風機棟	P 1	6/10																	
	第2送風機棟																			
	池2地下タナ																			
	第1ポンプ棟																			
	第2ポンプ棟																			
	水処理電気室																			
	PAC注入室																			
	管理棟																			
宇都宮中央 浄化センター	高度処理棟																			
	し尿受入棟																			
	宇都宮中央ポンプ場																			
	化屋中継ポンプ場	P 2	3		1			2												
	宇都宮中央ポンプ場																			
	管理棟																			
	汚泥ポンプ棟																			
	管理棟	P 1	5																	
	汚泥処理棟																			
高井中央 浄化センター	汚泥ポンプ室																			
	ポンプ棟																			
	管理棟																			
	機械棟																			
	エレベーター①																			
	エレベーター②																			
	沈殿油留部																			
	階段室①																			
	階段室②																			
熊谷中央 浄化センター	汚泥処理棟																			
	管理棟																			
	汚泥処理棟																			
	分水槽・汚泥ポンプ場																			
	管理棟																			
	汚泥処理棟																			
	管理棟																			
	汚泥処理棟																			
	管理棟																			
	汚泥処理棟																			

[illegible]

(3) 諫早中央浄化センター外自家用電気工作物保安管理業務 仕様書

ア 実施年度 令和8年度～令和12年度 各年度実施

イ 概要

本業務は自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安管理業務を行い、電気工作物が電気事業法等の関係法令の基準を維持することを目的とする。

ウ 必要資格

本業務の受託者は、電気事業法・同法施行規則及び関連通達に規定される内容を遵守できる者並びに下記の内容に適応する者とする。

(1) 資格等

- A 電気主任技術者免状の交付を受けていること。
- B 個人の場合は、経済産業省告示第249号による工事、維持又は運用に関する実務従事期間を持っていること。
- C 同告示に定められた測定器具等を有していること。なお、使用する測定器具については、校正試験を実施したものとする。

エ 対象施設

施設名称	諫早中央浄化センター
所在地	諫早市仲沖町356番
受電電力	925kw
受電設備容量	1,650kVA
受電電圧	6,600V
最大電力	925kw
非常用予備発電装置	625kVA、375kVA
可搬型非常用発電機	60kVA 2台

施設名称	高来浄化センター
所在地	諫早市高来町泉 3 0 1 番地
受電電力	1 9 5 kw
受電設備容量	3 0 0 kVA
受電電圧	6 , 6 0 0 V
最大電力	1 9 5 kw
非常用予備発電装置	6 0 kw、7 5 kVA、2 1 0 V

施設名称	小長井浄化センター
所在地	諫早市小長井町大峰 9 8 0 番地 7 0
受電電力	1 9 5 kw
受電設備容量	3 0 0 kVA
受電電圧	6 , 6 0 0 V
最大電力	1 9 5 kw
非常用予備発電装置	8 0 kw、1 0 0 kVA、2 0 0 V

施設名称	田結浄化センター
所在地	諫早市飯盛町里 1 4 5 番 1 0
受電電力	1 0 5 kW
受電設備容量	1 5 0 kVA
受電電圧	6, 6 0 0 V
最大電力	1 0 5 kW
非常用予備発電装置	5 0 kVA、2 2 0 V

施設名称	飯盛浄化センター
所在地	諫早市飯盛町開 1 8 1 - 1
受電電力	1 0 5 kW
受電設備容量	1 5 0 kVA
受電電圧	6, 6 0 0 V
最大電力	1 0 5 kW
非常用予備発電装置	7 5 kVA、2 2 0 V

施設名称	宇都中継ポンプ場
所在地	諫早市宇都町 3 2 0 番 1 0
受電電力	1 9 5 kw
受電設備容量	3 0 0 kVA
受電電圧	6 , 6 0 0 V
最大電力	1 9 5 kw
非常用予備発電装置	2 5 0 k VA 4 4 0 V

施設名称	鷺崎中継ポンプ場
所在地	諫早市鷺崎町 219 番 9
受電電力	1 3 5 kw
受電設備容量	2 0 0 kVA
受電電圧	6 , 6 0 0 V
最大電力	1 3 5 kw
非常用予備発電装置	1 2 5 k VA 4 4 0 V

施設名称	化屋中継ポンプ場
所在地	諫早市多良見町化屋 2 5 0 - 7
受電電力	4 3 kW
受電設備容量	4 3 kVA
受電電圧	2 2 0 V
非常用予備発電装置	6 0 kVA、2 2 0 V

施設名称	シーサイドマンホールポンプ場
所在地	諫早市多良見町シーサイド 2 0 - 4
受電電力	2 2 kW
受電設備容量	2 2 kVA
受電電圧	2 2 0 V
非常用予備発電装置	3 8 kVA、2 2 0 V
可搬型非常用発電機	4 5 kVA

オ 業務範囲

業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 電気工作物の設置及び変更・改修工事等について設計の審査・工事の監督・完成検査を行い、必要な指示又は助言を行うこと。
- (2) 電気工作物の維持及び運用が適切に行われるよう指導・協議・助言等を行うと共に、当該電気工作物の点検・測定・試験等を定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない事項、その他必要な事項がある場合は速やかに報告すること。
- (3) 電気工作物の事故発生の際は、応急措置を指導するとともに事故原因を探求し、再発防止について取るべき措置を指示又は助言し、必要に応じて精密検査を行うこと。
- (4) 法令に定める官庁検査には立ち会うこと。
- (5) 電気工作物の設置又は改修等の工事期間中は、工事監督を毎週 1 回以上行うこと。
- (6) 点検は、月次点検・年次点検、臨時点検、事故対応とし、次のとおりとする。

【点検の方法】

点検の種類及び点検回数は、次のとおりとする。

- A 月次点検 主として施設の機器運転中に行う点検・測定・試験等とし、毎月 1 回以上実施するものとする。ただし絶縁監視装置を設置する等の必要な処置を受注者が施した場合は、月次点検の周期を隔月 1 回以上とすることができるものとする。
- B 年次点検 主として施設の機器運転を停止して行う点検・測定・試験等とし、年 1 回以上実施するものとする。
- C 臨時点検 施設に異常が発生した場合等に行う点検とし、原因探求など必要に応じて測定及び試験等を実施するものとする。
- D 事故対応 電気事故発生時における原因の探求及び応急処置を実施するものとする。

(注)・電気工作物の点検・測定・試験基準及び項目については、別紙（点検項目）及び保安規程で定めたものとする。

- ・年次点検及び事故対応等の費用は、本業務に含まれるものとする。
- ・上記点検に使用する安全用具については、労働安全衛生法に基づき耐圧試験を実施したものとする。

(別紙)点検項目
(1)需要設備

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
受電設備 (含二次受電設備)	責任分界となる 開閉器 引込線等 電線及び支持物 ケーブル	外観点検	○	○	必要の つど
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定			
		継電器動作特性試験		○	
		継電器との結合動作試験		○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器動作特性試験		○	
		継電器との結合動作試験		○	
		*1 絶縁油の点検・試験		○	
		*1 内部点検		○	
	断路器 電力用ヒューズ 避雷器 計器用変成器 母線 電力用コンデンサ その他高圧機器	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		漏れ電流測定	○	○	
		*1 絶縁油の点検・試験		○	
		*1 内部点検		○	
	配電盤 及び 制御回路	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器動作特性試験		○	
	受電設備の建物・室 キュービクルの外箱 接地装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		*2 接地抵抗測定		○	
配電設備	開閉器 遮断器 変圧器 配電線路 電線及び支持物 ケーブル 接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	
電気使用場所の設備	電動機 電熱器 電器溶接機 照明装置 配線及び配線器具 その他機器類 接地装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		*3 絶縁抵抗測定		○	
		*2 接地抵抗測定		○	

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
非常用予備発電設備	原動機及び 付属装置	外観点検	○	○	必要の つど
		観察点検		○	
		*4 保護装置動作試験		○	
		始動試験	○	*5 ○	
	発電機及び 励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		*4 絶縁抵抗測定		○	
		*2 接地抵抗測定		○	
	開閉器 遮断器 配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	同左	同左	
	蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	
観察点検				○	
液量点検				○	
*6 電圧・比重・液温点検				*7 ○	
充電装置		外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		*2 接地抵抗測定		○	

- (注)
- (1) 外観点検とは、運転中の施設を肉眼によるほか、音響、臭覚等により点検することをいう。
 - (2) 観察点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。
 - (3) *1を付した項目は、負荷の使用状況に応じて、必要が認められる場合に行う。
 - (4) *2を付した項目は、過去の実績によって、その一部又は全部を省略することがある。
 - (5) *3を付した項目は、絶縁監視装置の監視記録により代えることがある。
 - (6) *4を付した項目は、場合によっては実施できないときがある。
 - (7) *5を付した項目は、自動で行うものとする。
 - (8) *6を付した項目は、パイロットセルで行うものとし、構造(密閉型等)によりその一部又は全部を省略することがある。
 - (9) *7を付した試験項目で特定箇所については、6ヶ月に1回実施する。

(4) 諫早中央浄化センター外活性炭取替業務 仕様書

ア 実施年度

諫早中央浄化センター第1ポンプ棟	令和10年度実施
諫早中央浄化センター第2ポンプ棟	令和10年度実施
諫早中央浄化センター汚泥処理棟	令和8年度、令和11年度実施
宇都中継ポンプ場	令和8年度、令和11年度実施

イ 概要

本業務は諫早中央浄化センター及び宇都中継ポンプ場において、脱臭用の活性炭を取替えるものである。

ウ 対象となる施設

諫早中央浄化センター

- ①第1ポンプ棟1階 脱臭機械室 活性炭吸着塔
- ②第2ポンプ棟地下1階 脱臭機械室 活性炭吸着塔
- ③汚泥処理棟1階 脱臭機械室 活性炭吸着塔
- ④宇都中継ポンプ場 1階 脱臭機室 活性炭吸着塔

エ 業務内容

(1)品目：ヤシ殻活性炭（添着炭）

(2)形式：カートリッジ充填式

(3)規格：

①及び②

項 目	単位	酸性ガス用	塩基性ガス用	中性ガス用
ベンゼン吸着性能	%	30 以上	30 以上	30 以上
粒度（4～6 メッシュ）	%	95.0 以上	95.0 以上	95.0 以上
硬度	%	95.0 以上	95.0 以上	95.0 以上
充填密度	g/ml	0.43～0.45	0.50～0.57	0.46～0.52
乾燥減量	%	3.0 以下	30.0～35.0	5.0 以下
pH	－	6.0～10.0	0.5～1.5	1.5～2.0
形状	－	円柱状	円柱状	円柱状

③及び④

項 目	単位	酸性ガス用	塩基性ガス用	中性ガス用
粒度 (4～6 メッシュ)	%	95.0 以上	95.0 以上	95.0 以上
硬 度	%	95.0 以上	95.0 以上	95.0 以上
充 填 密 度	g/ml	0.39～0.52	0.50～0.57	0.46～0.52
乾 燥 減 量	%	30.0～35.0	28.0～35.0	5.0 以下
p H	－	6.0～11.0	0.5～2.0	1.5～2.0
形 状	－	円柱状	円柱状	円柱状

(4) カートリッジ寸法及び数量：

施設	用途	寸法(mm)	数量 (台)	予備 (台)
第1 ポンプ棟	酸性ガス用	1,100×1,100×450	1	1
	塩基性ガス用	1,100×1,100×600	1	1
	中性ガス用	1,100×1,100×600	1	1
第2 ポンプ棟	酸性ガス用	1,200×1,200×400	1	1
	塩基性ガス用	1,200×1,200×680	1	1
	中性ガス用	1,200×1,200×470	1	1
汚泥処理棟	酸性ガス用	1,500×1,500×540	1	なし
	塩基性ガス用		1	
	中性ガス用		2	
宇都中継 ポンプ場	酸性ガス用	950×600×360	1	
	塩基性ガス用	950×600×600	1	
	中性ガス用	950×600×560	1	

(5) 数量：

(単位：kg)

用 途	第1ポンプ棟	第2ポンプ棟	計
酸性ガス用	240	215	455
塩基性ガス用	400	500	900
中性ガス用	360	288	648
合計	1,000	1,003	2,003

(単位：kg)

用 途	汚泥処理棟	宇都中継ポンプ場	計
酸 性 ガ ス 用	350	90	440
塩 基 性 ガ ス 用	430	190	620
中 性 ガ ス 用	800	150	950
合 計	1,580	430	2,010

(6) その他

- ①新炭について(3)規格に基づき品質試験を行うこと。
- ②カートリッジ(予備カートリッジを含む)のシールパッキン及びトリカルネット(底面ネット)を交換すること。
- ③取替作業後は、作業に係る施設周辺を水洗いで清掃すること。
- ④本業務は酸素欠乏症等防止規則に定める第二種酸素欠乏危険作業に該当するため、受注者は同規則に基づき作業主任者を選任するとともに、必要な対策を講じること。
- ⑤本業務は粉じん障害防止規則に定める粉じん作業に該当するため、作業員に呼吸用保護具を着用させるほか、必要な対策を講じること。
- ⑥使用済み活性炭は受注者の責任において適正に処分し、原則として再生利用を図ること。
- ⑦活性炭以外に発生する産業廃棄物についても受注者の責任において適正に処分すること。
- ⑧写真管理は作業工程毎に、業務名及び各工程を明示した黒板等を掲げ撮影し、整理すること。
- ⑨本業務に必要な資機材、作業用車両等に係る費用は本業務費に含むものとする。ただし、カートリッジの脱着作業等においては施設に備えている手動チェーンブロックを使用することができる。

オ 提出書類

- | | |
|---------------------|-----|
| ①品質試験結果報告書 | 1 部 |
| ②安全データシート(SDS) | 1 部 |
| ③業務写真帳 | 1 部 |
| ④計量証明書 | 1 部 |
| ⑤使用済み活性炭の再生利用に係る証明書 | 1 部 |

(5) 化屋中継ポンプ場沈砂ピット清掃業務 仕様書

ア 実施年度

履行期間中 2 回実施（令和 9 年、令和 11 年予定）

施設状況に合わせて実施年度は調整すること。

イ 概要

本業務は化屋中継ポンプ場の沈砂ピットに溜まった沈砂を回収し、適切に処分し、施設の機能維持を保つことを目的とする。

ウ 業務内容

沈砂ピット清掃 一式

産業廃棄物処分 一式

作業にあたっては、設備を傷めないようにガイドローラ等を使用するなどの必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。

また、道路その他構造物を搬出汚泥等で汚損させないこと。万一汚損させたときは、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。

除去した沈砂は、産業廃棄物として適切に処分すること

エ 提出書類

- | | |
|------------|-----|
| ①業務写真帳 | 1 部 |
| ②マニフェストの写し | 1 部 |

(6) 小長井浄化センター汚泥脱水機分解整備

ア 実施年度

契約期間中 1 回実施

イ 概要

小長井浄化センターの汚泥脱水機において、経年劣化による消耗部品を交換し施設の機能維持を図るもの。

ウ 施設概要

- 1 施設名称：小長井浄化センター
- 2 機器名称：多重板型スクリープレス脱水機
- 3 型 式：CDM-202

エ 機器・材料

- 1 使用する機器及び材料は、本体設備の性能を十分発揮できるのはもちろん、使用環境、耐久性、安全性についても十分に配慮されたものとする。
- 2 機器及び材料の調達に際しては、必要に応じて現地調査及び測量を実施すること。

オ 施工

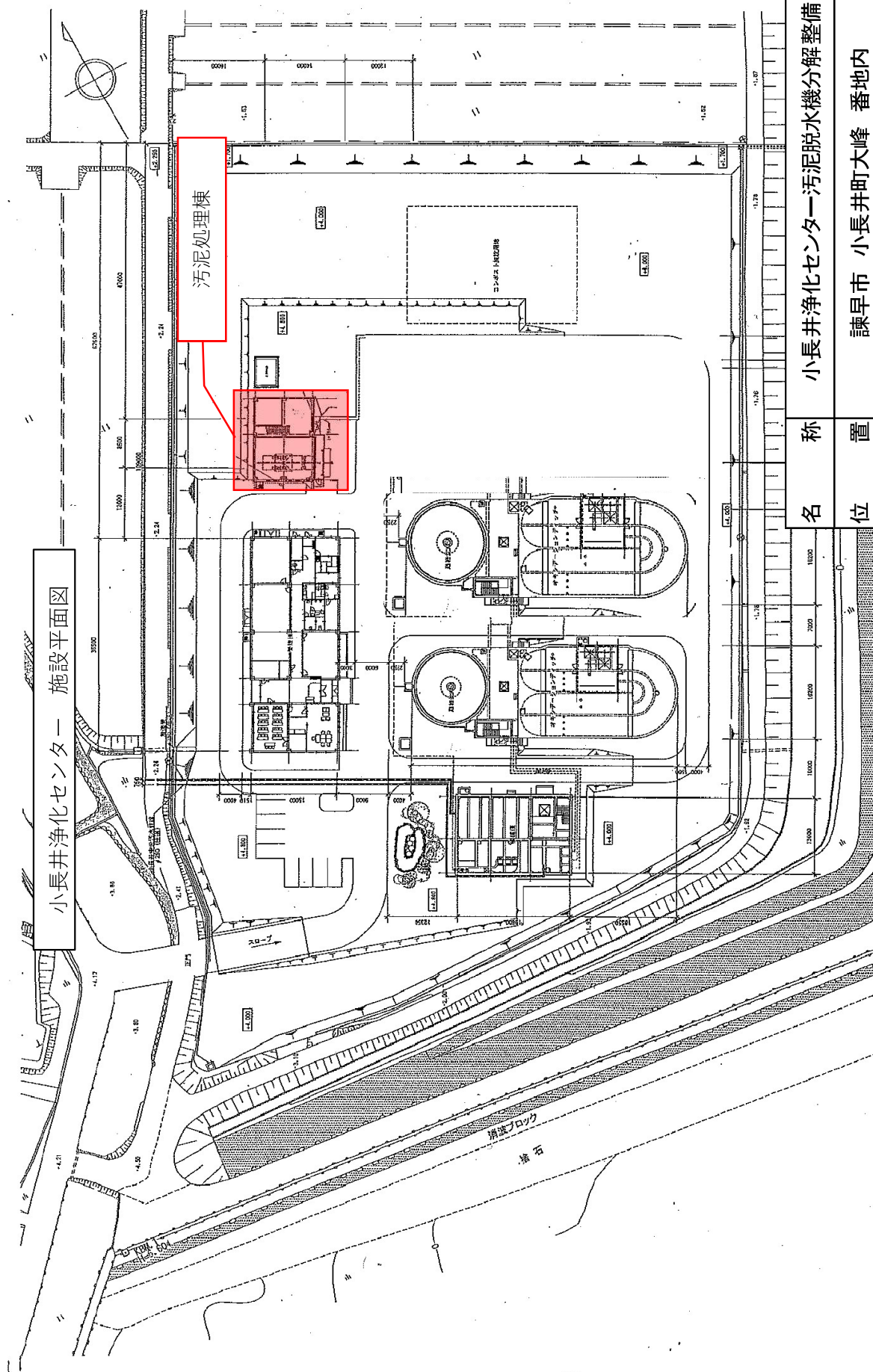
- 1 分解整備
 - i 整備場所：施設内もしくは受注者の工場及び作業場とする
 - ii 分解点検：分解、清掃、点検（腐食、摩耗及び傷等の有無）
 - iii 部品交換：数量表のとおり
 - iv 組立調整：組立、調整、単体試験
- 2 機械設備据付工
分解整備に係る機器（仮設機器を含む）の撤去、据付、試運転調整、その他必要な作業一式

数量表

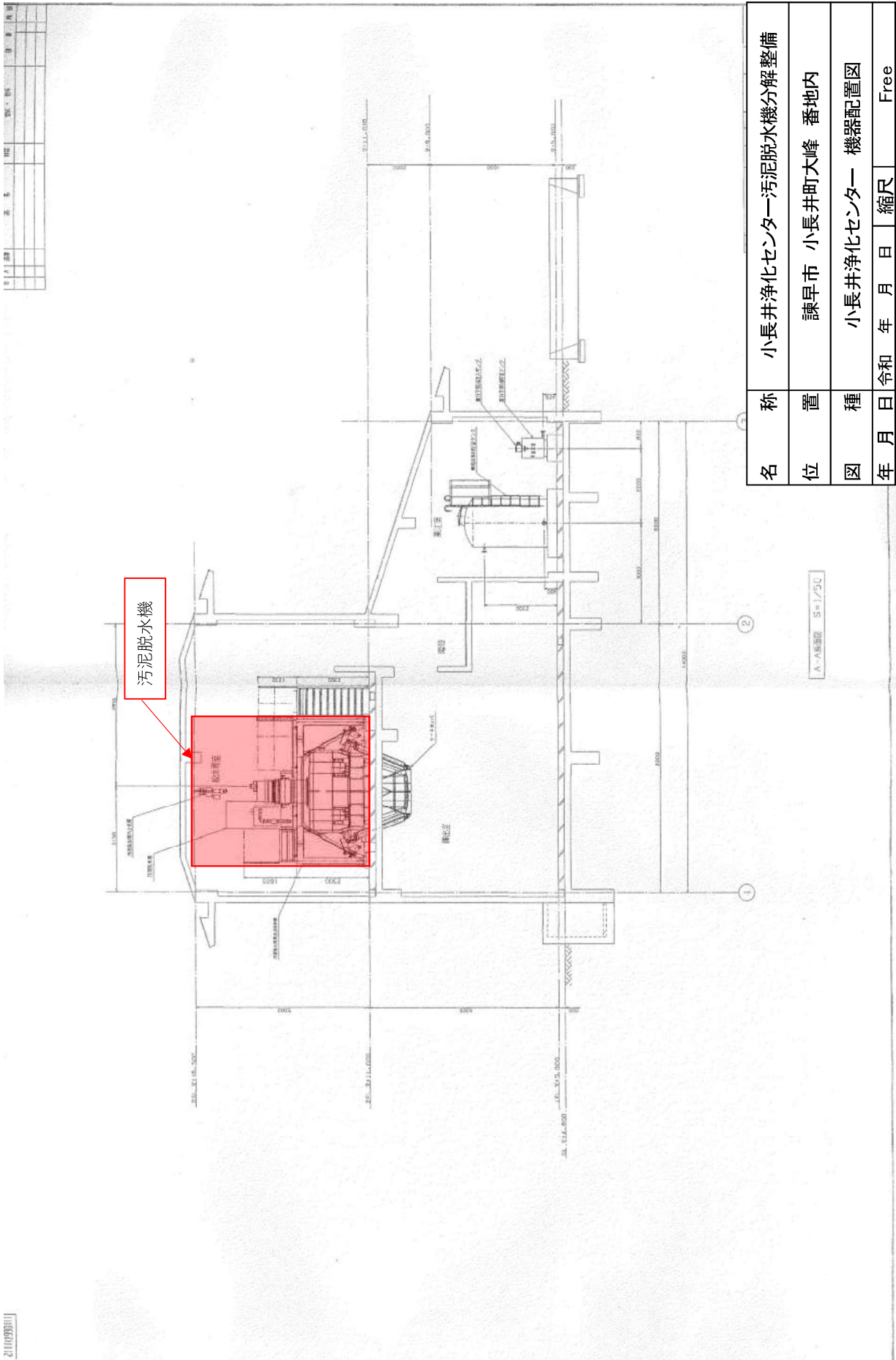
品名	数量	単位
可動板 152枚/軸	2	セット
固定板	60	枚
スクリー軸 (SUS304)	2	本
スクリー軸 (オイルシール、Oリング含む)	2	セット
流出入ホース (WT型 Φ90)	2	本
スクリー軸用減速機 (安全カバー付) (HMTA020-45H720ZW-D2-TK/AC200V)	2	台

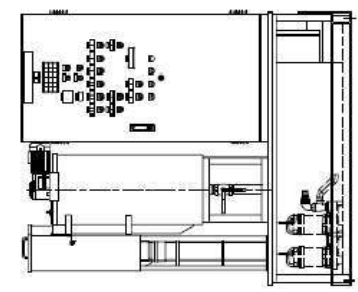
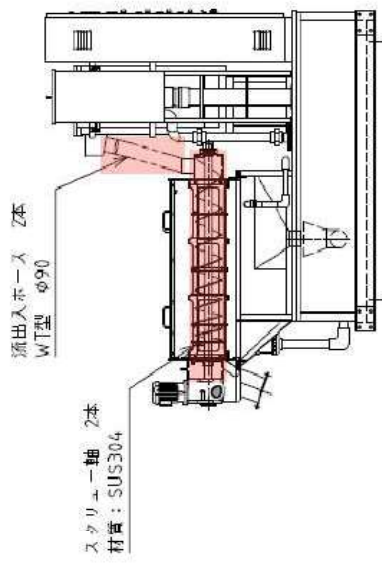
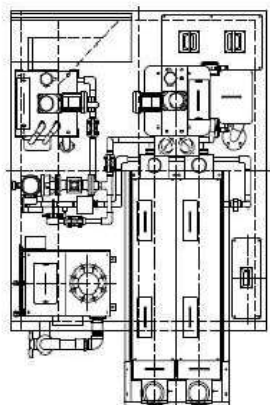
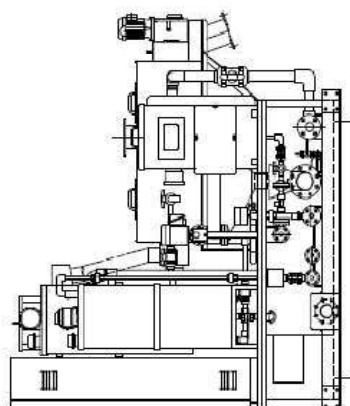
工 提出書類

- | | |
|---------|-----|
| ①工事写真帳 | 1 部 |
| ②工事完成図書 | 1 部 |



名 称	小長井浄化センター汚泥脱水機分解整備		
位 置	諫早市 小長井町大峰 番地内		
図 種	小長井浄化センター 施設平面図		
年 月 日	令和	年 月 日	縮尺 Free





名 称	小長井浄化センター汚泥脱水機分解整備				
位 置	諫早市 小長井町大峰 番地内				
図 種	小長井浄化センター 機器詳細図				
年 月 日	令和	年	月	日	縮尺
					Free

諫早中央浄化センター備品一覧表

No.	場 所			品 名	数 量	単 位	メーカ・型式
1	管理棟	1F	玄関	脇机	1	卓	プラスDS-9号 2段
2	管理棟	1F	旧発電機室	止水プラグIN	3	個	φ150
3	管理棟	1F	旧発電機室	緊急用具保管庫	1	台	1700×900×500
4	管理棟	1F	旧発電機室	空気呼吸器	2	台	重松製作所
5	管理棟	1F	旧発電機室	担架	1	台	二つ折式(帆布)
6	管理棟	1F	旧発電機室	送風機	1	台	(株)スイデンSTF-208-IV-I
7	管理棟	1F	旧発電機室	デジタル振動計	1	台	テスト-OH-580
8	管理棟	1F	1F事務室前	硫化水素測定器	1	台	ガステックGHS-8AT(G500)
9	管理棟	1F	1F事務室	行事板	1	台	プラスSW-340T
10	管理棟	1F	1F事務室	ホワイトボード	1	台	プラスW-36Rキャスター付
11	管理棟	1F	1F事務室	OA用椅子	1	脚	プラスKB-E02SL
12	管理棟	1F	湯沸室	食器棚	1	台	
13	管理棟	1F	水質試験室	分光光度計	1	台	日立U-2900
14	管理棟	1F	水質試験室	薬用冷蔵ショーケース	1	台	サンヨーMPR-311
15	管理棟	1F	水質試験室	薬用冷蔵ショーケース	1	台	サンヨーMPR-162D(CN)
16	管理棟	1F	水質試験室	恒温水槽	1	台	ヤマトBK-53
17	管理棟	1F	水質試験室	マイクロエアポンプ	1	台	井内MF-30
18	管理棟	1F	水質試験室	超音波洗浄器(ピペットウォッシャー)	1	台	ヤマトAW-31
19	管理棟	1F	水質試験室	シアン蒸留装置	1	台	スギヤマゲンP-251-EL
20	管理棟	1F	水質試験室	乾燥棚	1	台	池田理化DS-C
21	管理棟	1F	水質試験室	乾燥棚	2	台	アズワンDS-S-AS
22	管理棟	1F	器材庫C	超音波洗浄器	1	台	アズワンASU-20M
23	管理棟	1F	水質試験室	大型超音波洗浄器	1	台	アズワンMUC-63
24	管理棟	1F	水質試験室	定温乾燥器	1	台	ヤマトDS-64
25	管理棟	1F	水質試験室	電気炉	1	台	ヤマトFP42
26	管理棟	1F	水質試験室	電気炉	1	台	ヤマトFP410
27	管理棟	1F	水質試験室	ピペットケース	1	台	井内12型
28	管理棟	1F	水質試験室	デシケーター	1	台	増田DS-2
29	管理棟	1F	水質試験室	デシケーター(ガラス製)	2	台	
30	管理棟	1F	水質試験室	恒温器	1	台	ヤマトIC402
31	管理棟	1F	水質試験室	顕微鏡	1	台	オリンパスBX50
32	管理棟	1F	水質試験室	直示天秤	1	台	メトラーAB204
33	管理棟	1F	水質試験室	電子天秤	1	台	エーアンドデイGX-300
34	管理棟	1F	水質試験室	BOD用ふらん器	1	台	サンヨーMIR-254
35	管理棟	1F	水質試験室	細菌用ふらん器	1	台	サンヨーMIR-262
36	管理棟	1F	器材庫C	自動式高圧蒸気滅菌	1	台	サンヨーMLS-3020
37	管理棟	1F	水質試験室	定温湯煎器	1	台	宮本理研工業WL-3
38	管理棟	1F	水質試験室	試験管ミキサー	2	台	井内HM-10H
39	管理棟	1F	水質試験室	シャーレ滅菌缶	1	台	井内MK-6
40	管理棟	1F	水質試験室	コロニーカウンター	1	台	井内DC-3

諫早中央浄化センター備品一覧表

No.	場 所			品 名	数 量	単 位	メ ー カ ー ・ 型 式
41	管理棟	1F	水質試験室	マグネチックスターラー	2	台	ヤマトMD200
42	管理棟	1F	水質試験室	マグネチックスターラー	1	台	ヤマトMC800
43	管理棟	1F	器材庫C	マグネチックスターラー	1	台	井内HS-4DC
44	管理棟	1F	器材庫C	マグネチックスターラー	1	台	アズワンCT-3
45	管理棟	1F	水質試験室	PH計	1	台	HORIBA D-13
46	管理棟	1F	水質試験室	PH計	1	台	HORIBA D-52
47	管理棟	1F	水質試験室	DO計	1	台	HORIBA OM-51
48	管理棟	1F	水質試験室	エアポンプ	1	台	イワキAP-115AN
49	管理棟	1F	水質試験室	袖机	1	卓	プラスHS-107天板木目
50	管理棟	1F	水質試験室	作業用椅子	2	脚	UCHIDA MK JOIFA307
51	管理棟	1F	水質試験室	簡易作業台	2	台	井内G型 1800×900×805
52	管理棟	1F	水質試験室	ワゴン	1	台	井内ハンディキャリーSUS-2型
53	管理棟	1F	水質試験室	純水製造装置	1	台	ヤマトWG204
54	管理棟	1F	水質試験室	ウォーターバス	1	台	(株)東洋製作所TBM206AA
55	管理棟	1F	水質試験室	ウォーターバス	1	台	(株)東洋製作所TBM206AA
56	管理棟	1F	水質試験室	ダイヤフラム型ドライ真空ポンプ	1	台	アルバック機工(株)DAP-15
57	管理棟	1F	水質試験室	デシケーター	1	台	アズワン LH
58	管理棟	1F	水質試験室	高圧蒸気滅菌	1	台	(株)トミー精工
59	管理棟	1F	器材庫C	中軽量ラック	2	台	プラス
60	管理棟	1F	器材庫C	中軽量ラック	1	台	プラス11-012
61	管理棟	1F	器材庫C	ガス検知器	1	台	北川式ガス検知器APS
62	管理棟	1F	器材庫C	ウォーターバス	1	台	ヤマトBS-45
63	管理棟	1F	器材庫C	熱分解装置	1	台	Robertshaw
64	管理棟	1F	器材庫C	往復振とう器	1	台	ヤマトSA-31
65	管理棟	1F	器材庫C	真空ポンプ	1	台	ヤマトPD-52
66	管理棟	1F	水質試験室	遠心機	1	台	コクサンH-103N
67	管理棟	1F	器材庫C	ハイロート採水器	1	台	離合社5001
68	管理棟	1F	器材庫C	エクマン・バージ採泥器	1	台	離合社5141-A
69	管理棟	1F	器材庫C	ホットプレート	1	台	ヤマトHK- 41
70	管理棟	1F	器材庫C	SS濾過機	1	台	宮本理研SM-1
71	管理棟	1F	器材庫C	角型大型タンク	1	台	井内ジャンボ200
72	管理棟	1F	薬品庫	ノンフロン冷凍冷蔵庫	1	台	シャープSJ-23TM-C
73	管理棟	1F	薬品庫	白金るつぼ	1	台	増田30番ふた付
74	管理棟	2F	操作室	カード保管庫	1	台	2列8段
75	管理棟	2F	操作室	袖机	1	卓	プラスHS-107天板木目
76	管理棟	2F	操作室	ホワイトボード	1	台	プラスW-36Rキャスター付
77	管理棟	2F	操作室	スチール製保管庫(大)	1	台	3×6
78	管理棟	2F	操作室	OA用椅子	1	脚	プラスKB-EO2SL
79	管理棟	2F	仮眠室	座卓	1	卓	プラスYT-60G
80	管理棟	2F	更衣室	椅子	1	脚	オカムラ2843ZR

諫早中央浄化センター備品一覧表

No.	場 所			品 名	数 量	単 位	メ ー カ ー ・ 型 式
81	管理棟	2F	作業員控室	応接台	1	卓	プラスMES-630
82	管理棟	2F	作業員控室	両袖机	1	卓	オカムラ3807EB
83	管理棟	2F	更衣室	応接椅子	4	脚	プラスMC-201S
84	管理棟	2F	作業員控室	カード保管庫	1	台	2列8段
85	管理棟	2F	作業員控室	書庫	3	台	プラスSG-356ガラス引き戸
86	管理棟	2F	更衣室	書庫	2	台	プラスSS-256スチール両開き
87	管理棟	2F	作業員控室	ポータブル式電磁流速計	1	台	ケネック VP-201
88	管理棟	2F	更衣室	カラーテレビ	1	台	東芝21型
89	管理棟	2F	会議室	会議用机	20	卓	プラスYT-615B
90	管理棟	2F	会議室	テレビ台	1	台	軽量棚875×600×1800
91	管理棟	2F	更衣室	カラーテレビ	1	台	パナソニックTH-33GF10BS
92	管理棟	2F	更衣室	ビデオ	1	台	三菱 HVS-550
93	管理棟	2F	会議室	折りたたみ椅子	58	脚	プラスFC-343N
94	管理棟	2F	資料室A	中軽量ラック	6	台	プラス11-012
95	管理棟	2F	資料室A	軽量ラック	1	台	コクヨMI-6655
96	管理棟	2F	資料室B	軽量ラック	1	台	コクヨMI-6655
97	管理棟	2F	旧発電機室	乾燥棚	1	台	池田理化DS-C
98	管理棟	2F	器材庫A	軽量ラック	1	台	コクヨMI-6655
99	管理棟	2F	器材庫B	キャビネット	1	台	コクヨビジネスセーバー2列タイプSMS-S8F1
100	管理棟	2F	器材庫B	キャビネット	5	台	コクヨビジネスセーバー2列タイプSMS-CS8F1
101	第1ポンプ棟	1F	器材庫	高圧洗浄機	1	台	丸山製作所MS410EW-2M
102	汚泥処理棟	1F	脱臭機械室	脇机	1	台	コクヨ
103	汚泥処理棟	1F	器材庫	赤外線水分計	1	台	ケットFD-230
104	汚泥処理棟	2F	器材庫	加熱乾燥水分計	1	台	エーアンドデイMF-50
105	汚泥処理棟	2F	器材庫	両袖机	1	卓	オカムラ両袖2号
106	汚泥処理棟	2F	操作室	折りたたみ椅子	1	脚	プラスFC-343N
107	汚泥処理棟	2F	作業員控室	OA用椅子	1	脚	プラスKB-EO2SL
108	第1ポンプ棟	1F	ホッパ室	小型乗用草刈機	1	台	筑水キャニコムCM1801EC
109	第1ポンプ棟	1F	搬入室	高圧洗浄機	1	台	新ダイワ JE1515
110	第1ポンプ棟	B1F	スクリーン機械室	冷蔵式自動採水器	1	台	ISCO 3700R
111	第2ポンプ棟	B4F	スクリーン機械室	冷蔵式自動採水器	1	台	ISCO 3700R
112	水処理棟	1F	初沈分配槽	冷蔵式自動採水器	1	台	ISCO 6712FR
113	水処理棟	1F	電気室	脇机	1	卓	プラス400×730×740
114	水処理棟	1F	電気室	折りたたみ椅子	1	脚	プラスFC-343N
115	送風機棟	1F	送風機室	キャビネット	1	台	イトーキンラインHFC-098HSS(両開き)800
116	高度処理棟	1F	電気室前	冷蔵式自動採水器	1	台	ISCO 6712FR
117	管理棟	1F	1F事務室前	マルチガスモニター	1	台	理研計器 GX-2009
118	管理棟	1F	水質試験室	定温乾燥器	1	台	アズワン ON-600SB
119	管理棟	1F	水質試験室	セラミックホットスターラー	1	台	アズワン CHPS-170AF
120	汚泥処理棟	2F	器在庫	加熱乾燥式水分計	1	台	エーアンドデイ MF-50

諫早中央浄化センター備品一覧表

No.	場 所			品 名	数 量	単 位	メーカ－・型 式
121	管理棟	1F	水質試験室	超音波ピペット洗浄機	1	台	東京超音波技研(株) UCL-1740
122	管理棟	1F	水質試験室	顕微鏡	1	台	オリンパス CX43
123	管理棟	1F	旧発電機室	硫化水素測定器	1	台	ガステックGHS-8AT(G500)
124	管理棟	1F	水質試験室	DO計	1	台	HORIBA D-220D
125	管理棟	1F	水質試験室	分光光度計	1	台	日立 UH5200
126	管理棟	1F	水質試験室	定温乾燥器	1	台	ヤマトDVS603
127	管理棟	1F	水質試験室	電子天秤	1	台	エーアンドデイGF224A

高来浄化センター備品一覧表

No.	場 所			品 名	数量	単位	メーカ・型式
1	管理棟	1F	玄関	傘立て	3	台	
2	管理室	1F	管理室	掛時計	1	個	SEIKO
3	管理棟	1F	管理室	テーブル	1	台	AK-1575TMAK
4	管理棟	1F	管理室	両袖机	1	卓	E-3号
5	管理棟	1F	管理室	片袖机	2	卓	E-5号
6	管理棟	1F	管理室	事務用机	3	脚	EST-3AL
7	管理棟	1F	管理室	両開き保管庫	1	台	プラスL5-105A
8	管理棟	1F	管理室	スチールロッカー	1	台	プラスLK-42
9	管理棟	1F	会議室	テーブル	8	台	DKT-1845PTDKT
10	管理棟	1F	会議室	フォールディングデスク	2	卓	一人用テーブル
11	管理棟	1F	会議室	スタッキングチェア	50	脚	CM331-CX
12	管理棟	1F	会議室	ホワイトボード	1	台	脚付1800*900
13	管理棟	1F	会議室	掃除機	1	台	CV-95H2
14	管理棟	1F	会議室	掛時計	1	個	SEIKO
15	管理棟	1F	水質室	PH計	1	台	東亜DKK HM-20
16	管理棟	1F	水質室	DO計	1	台	東亜DKK DO-24P
17	管理棟	1F	水質室	ORP計	1	台	東亜DKK RM-20P
18	管理棟	1F	水質室	生物顕微鏡(本体+カメラ+付属品)	1	式	BX41-23,CAMEDIA C-5060WZ
19	管理棟	1F	水質室	引き違いガラス保管庫	1	台	L5-105G
20	管理棟	1F	水質室	冷凍冷蔵庫	1	台	シャープST-54G-S
21	管理棟	1F	器具庫	硫化水素ガス探知器	1	台	理研計器GX-2000
22	管理棟	1F	器具庫	発電機	1	台	新ダイワEG2600S
23	管理棟	1F	器具庫	ポータブル送排風器	1	台	シズオカF200
24	管理棟	1F	器具庫	フレキシブルS風管	1	本	シズオカ5m
25	管理棟	1F	器具庫	安田式噴霧機	1	台	安田工場YS-5
26	管理棟	1F	器具庫	止水プラグBIG	2	個	Φ200
27	管理棟	1F	器具庫	止水プラグBIG	2	個	Φ250
28	管理棟	1F	器具庫	止水プラグBIG	2	個	Φ300
29	管理棟	1F	資料室	台車	2	台	E-4
30	汚泥ポンプ室	B1F	ポンプ室	MLSS計	1	台	セントラル科学ML-53
31	汚泥処理棟	1F	排出室	二連ハシゴ	1	脚	HC2-64 6m
32	汚泥処理棟	2F	汚泥脱水機室	赤外線水分計	1	台	㈱ケット科学研究所 FD-610

小長井浄化センター備品一覧表

No.	場 所			品 名	数量	単位	メーカ・型式
1	管理棟	1F	事務室	事務用片袖机	4	卓	プラス LA-107A-3
2	管理棟	1F	事務室	事務用椅子	4	脚	プラス KC-527SL
3	管理棟	1F	事務室	ガラス両開き収納庫	8	台	プラス SG-302FR
4	管理棟	1F	事務室	電話機	3	台	パイオニア TF-V51
5	管理棟	1F	水質室	DO計	1	台	笠原理化工業DO-2Z
6	管理棟	1F	水質室	PH/ORP計	1	台	笠原理化工業KP-2Z
7	管理棟	1F	水質室	MLSS計	1	台	笠原理化工業SS-10Z
8	管理棟	1F	水質室	マルチガスモニター	1	台	理研計器GX-2009
9	管理棟	1F	水質室	残留塩素計	1	台	DCT-100
10	管理棟	1F	水質室	三眼ヘッド顕微鏡	1	台	M9252/CZNT
11	管理棟	1F	会議室	会議用長机	8	卓	プラス FR-615M
12	管理棟	1F	会議室	会議用椅子(折りたたみパイプ椅子)	40	脚	プラス FC-531N
13	管理棟	1F	機材倉庫1	キャビネット	17	台	プラス W880×D400×H1850
14	管理棟	1F	中央監視室	机	2	卓	ヤスカワ W1500×D1200×H700
15	管理棟	1F	電気室	キャビネット	1	台	コクヨ SH-370F1NK
16	管理棟	1F	作業員控室	テーブル	1	卓	プラス YB-630N
17	管理棟	1F	作業員控室	ロッカー	1	台	プラス LK32
18	管理棟	1F	給湯室	冷蔵庫	1	台	フジツウ ER F349
19	管理棟	1F	給湯室	IHヒーター	1	台	ナショナル KZ-PH1
20	管理棟	1F	薬注室	赤外線水分計	1	台	(株)ケット科学研空所 FD-610
21	污泥処理棟	1F	薬注室	水中ポンプ	1	台	エバラポンプ 50EB6. 4S
22	污泥処理棟	1F	薬注室	小型発電機	1	台	新ダイワ EGR24 100V
23	污泥処理棟	1F	薬注室	草刈りバリカン	1	台	ゴールドンスター HT-470
24	污泥処理棟	1F	薬注室	芝刈機	1	台	ゴールドンスター RCD-5301AL
25	污泥処理棟	1F	薬注室	折畳収納タイプ矢印板	2	台	H-1F
26	管理棟	1F	水質室	DO計	1	台	笠原理化工業DO-11Z